

紀美野町第1回定例会会議録

平成27年3月11日（水曜日）

○議事日程（第2号）

平成27年3月11日（水）午前9時02分開議

- 第 1 議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 2 議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 3 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 第 4 議案第27号 教育委員会委員の任命の同意について
- 第 5 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 6 議案第29号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 7 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 8 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 9 議案第 1号 紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第10 議案第 2号 紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の制定について
- 第11 議案第 3号 紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第 4号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について
- 第13 議案第 5号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 6号 紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 7号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 8号 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第 9号 紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第10号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償条例

の一部を改正する条例について

第 19 議案第 11 号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例について

第 20 議案第 12 号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について

第 21 議案第 13 号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について

第 22 議案第 14 号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

第 23 議案第 15 号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

第 24 議案第 16 号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

第 25 議案第 17 号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

第 26 議案第 18 号 紀美野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について

第 27 議案第 19 号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○会議に付した事件

日程第 1 から日程第 27 まで

○議員定数 14 名

○出席議員

議席番号	氏名
1 番	七良 裕 光 君
2 番	町 田 富枝子 君
3 番	田 代 哲 郎 君
4 番	加 納 国 孝 君
5 番	北 道 勝 彦 君
6 番	向井中 洋 二 君
7 番	上 北 よしえ 君

8番	伊	都	堅	仁	君
9番	仲	尾	元	雄	君
10番	松	尾	紘	紀	君
11番	上	柏	皖	亮	君
12番	美	野	勝	男	君
13番	美	濃	良	和	君
14番	小	棕	孝	一	君

○欠席議員

○説明のため出席したもの

職	名	氏	名
町	長	寺	本 光 嘉 君
副 町	長	小	川 裕 康 君
教 育	長	橋	戸 常 年 君
消 防	長	家	本 宏 君
総 務 課	長	牛	居 秀 行 君
企画管財課	長	中	谷 嘉 夫 君
住 民 課	長	増	谷 守 哉 君
税 務 課	長	西	岡 秀 育 君
保健福祉課	長	宮	阪 学 君
産 業 課	長	大	窪 茂 男 君
建 設 課	長	山	本 広 幸 君
総務学事課	長兼		
教 育 次 長		中	尾 隆 司 君
生涯学習課	長	岩	田 貞 二 君
会 計 管 理 者		西	切 博 充 君
水 道 課	長	田	中 克 治 君
地籍調査課	長	尾	花 延 弥 君

美里支所長 西 敏 明 君
国体推進課長 南 秀 秋 君
代表監査委員 向 江 信 夫 君

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事務局 長 大 東 淳 悟 君
書 記 中 谷 典 代 君

開 議

○議長（小椋孝一君） それでは、規定の定足数に達しておりますので、これから
本日の会議を開きます。

（午前 9時02分）

○議長（小椋孝一君） 本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 議案第24号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第1、議案第24号、固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第24号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第24号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決
します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第24号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、同意するこ
とに決定しました。

◎日程第2 議案第25号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第2、議案第25号、固定資産評価審査委員会委員の
選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第25号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第25号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第25号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、同意することに決定しました。

◎日程第3 議案第26号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○議長(小椋孝一君) 日程第3、議案第26号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第26号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第26号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第26号、固定資産評価審査委員会委員の選任の件は、同意することに決定しました。

◎日程第4 議案第27号 教育委員会委員の任命の同意について

○議長（小椋孝一君） 日程第4、議案第27号、教育委員会委員の任命の同意について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第27号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第27号、教育委員会委員の任命の同意を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第27号、教育委員会委員の任命の件は、同意することに決定しました。

◎日程第5 議案第28号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小椋孝一君） 日程第5、議案第28号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第２８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第２８号、人権擁護委員候補者の推薦の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君）　　起立多数です。

したがって、議案第２８号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、同意することに決定しました。

◎日程第６　議案第２９号　人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小椋孝一君）　　日程第６、議案第２９号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第２９号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第２９号、人権擁護委員候補者の推薦の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立を願います。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第29号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、同意することに決定しました。

◎日程第7 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小椋孝一君） 日程第7、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第30号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立多数）

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第30号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、同意することに決定しました。

◎日程第8 議案第31号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小椋孝一君） 日程第8、議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第31号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第31号、人権擁護委員候補者の推薦の件は、同意することに決定しました。

◎日程第9 議案第1号 紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第9、議案第1号、紀美野町教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 国や自治体の首長が教育内容に介入できるようにする、いわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の制定です。

このいわゆる地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地方教育行政法案の改正に係る条例とか条例の改正案が幾つも出ていますので、その中で同じ内容で質疑という手間を省くために、ここで一括してその件に関する条例の制定もしくは改定に伴う問題について質疑いたします。

国会議論の過程で教育委員会の独立性が奪われ、侵略戦争美化の教育や異常な競争主義などを押しつける危険性が浮き彫りになったということで、まさに今、国会で議論されているような国が向かおうとしている危険な方向が現実のものになりつつあります。

今の制度は、住民代表の教育委員が首長から独立して自治体の教育行政を進めるということを建前にしています。改正法では、教育委員会の代表者である教育委員長を廃止して、教育委員の互選になっている教育長を首長が議会の同意を得て任命するという形

に変わります。現在は、事務局を代表している教育長が教育委員会そのものを代表するという形になります。法改正では、首長に自治体の教育大綱を制定する権限を与えて、その大綱に教育委員会が意を用いるということで、それに従うことを義務づけています。大綱には国の方針を参考にするという義務が課せられてあります。

こういった内容について、審議の過程で法律の専門家や校長会など学校関係者が問題点を指摘しました。教育現場などからのそういう声には耳をかさない形で改正が強行されたという経緯があります。そういうことについて、そういう過程での教育現場の声を無視してこの法律の改定が強行されたということについて、教育委員会はきちんとそういう過程について認識されているのかどうかについてまず伺います。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 教育長、橋戸君。

(教育長 橋戸常年君 登壇)

○教育長(橋戸常年君) 今、田代議員から質疑があったわけですが、昨年の6月にこの法が改正されて、今年4月1日より施行されるということになっておるわけですが、御指摘のような懸念というんか、それがあったことは事実です。しかし、この法改正していく過程の中で最初に出てきたのは、大津のいじめによる子供の自殺の事件があって、教育委員会の対応であるとか、あるいは市の対応であるとか、迅速にスムーズにできなかったという経緯を踏まえまして、児童生徒の命にかかわる重大な事件であるとか、あるいは財政的なことの措置を講じなければならないような案件等について、首長の権限というんですか、そういうものを認めていく中でスムーズな対応をということで法が改正された経過がございます。

ただ、心配されました首長からの独立性というようなことをきちっと保証していく中で、担保していく中で教育行政は教育委員会のほうでというのが従来どおり可能かなと思っておりますので御理解を賜りたいと、お願いします。

(教育長 橋戸常年君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 3番、田代哲郎君。

○3番(田代哲郎君) この問題が出てきたきっかけとなったのは確かに大津のいじめ、自殺の件で、教育委員会の対応がスムーズに対応できていないということが指摘され、その後、教育行政を代表するのは教育長なのか、それとも教育委員長なのかという議論があって、そういうことも含めてそういうことがきっかけになったことは事実な

んですが、しかし、その議論の過程でだんだんいわゆる政治が教育に介入していくという問題が明らかになってきています。

この改正の方向というのは、そういうことへの対応だけではなく、いわゆる政治が絶対にやってはならない教育内容への介入と支配ということが起きる可能性というんですか、懸念というのが危惧されています。そのことで議論の中でもあるし、教育の専門家からかなり問題点は指摘されていました。

教育の政治的な中立性というのは、多くの教育関係者が今まで大切に守ってきたものです。法改正で問題なのは、自治体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を制定することがいわゆる義務化されていることと、国の教育振興基本計画、これは基本的な方針を参酌してつくるということになっています。教育委員会がそれに反対しても首長が決められるという仕組みになっています。首長が大綱に書き込んだことであっても教育委員会が同意していなければ従う義務がないということにはなっていませんし、教育長が教育委員会の決定に従わなければならないことも確認されています。確かにそうになっていますが、今のこの自治体ではそういう心配はないにしても、今は心配ないにしても、あちらこちらの自治体の名前は挙げませんが、いろんな自治体で起こっている教育への介入とかの問題を考えますと、いわゆる教育の政治的な中立性の検証とか地域住民の視点に立った厳格なチェックなどが、そういう教育の自主性という、主体性というのが将来にわたってこの制度のもとでちゃんと大切に守り通していけるということ、そういうふうを考えていいのかどうか、その辺についてはどうなのか、お伺いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

議員が大変心配をされておる首長が教育界を引っ張り回すん違うかと、そういう極論であろうかと思いますが、やはり教育委員会という組織もあり、そして、その教育委員会の中のそうした方針に従って教育長が動いていく、そして、さらにいじめやら、また財政問題、そうしたことに首長が入ってともに協議していくというのが趣旨であろうと思います。

決して極論的に首長がこうせいこうせいという、そうしたことにはつながらないと。やはり教育委員会という主たるそうした委員会がございますので、ここと話をしながら、また協調しながらこれからやっていく、そうした意味合いで何事においてもスムーズに

対応できるのではないかというふうに考えておりますので、議員御心配の変な方向へ進むん違うかというふうなちょっとニュアンスにとれたんですが、決してそうではない。やはりともに教育について考えていき、また施行していくと、こうした趣旨であろうかと思っておりますので御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 自治体の首長が教育行政を引っ張り回すん違うとか、でもこの自治体では、この町でそういうことが今起こるという心配はないと考えています。確かにそのとおりです。でもずっと将来にわたって、今、現に幾つもの今ある全国の自治体の中では、そういうことをやりかねない状況が進んでいる自治体もあるんですから、やっぱり将来にわたってずっとそういうことがあるかどうかという、そういうことが保てるかどうかということについてはいろんな考え方があろうと思います。

ここに前にも紹介しましたが、広島県庄原市議会が2014年、去年の3月24日に国に提出した意見書があります。その一部分ですが、ちょっと紹介させていただきます。

いろいろあって一部分に途中に書いてある文言ですが、「言うまでもなく、教育委員会は住民からなる教育委員の合議によって教育行政を執行する機関である。戦前の軍国主義教育の反省から、憲法に沿って教育の自主性を守り、権力的支配を防ぐためにつくられた。今求められるのは、こうした戦後の教育委員会設立の原点に立ち返り、保護者や住民の視点に立ち、教育現場などの多様な意見を反映した国民の願いに応える教育委員会の民主的な改革である」というふうに述べられています。これは庄原市議会が国に対して提出した意見書です。

今は心配ないって、そのとおりだと思います。でも今の政治の方向性とか、そういうのを見ていると、首長の決める教育大綱は、国の方針を見て決めなければならないということになっていますので国からの方針というのが自治体を規制していくということになると思います。

子供たちの人格形成にかかわる教育というものを政治家が政治目的のために利用することができないように教育委員会は国からも首長からも独立した制度として確立された経緯があります。これは戦前からの反省のもとに今の教育委員会制度というのは。紀美野町の教育行政というのは、私は常々高い評価に値するというふうに思っています。ただ、将来にわたってその原点を見失わないという保証があるのかと言われると、今の体制のもとではそうであっても、いわゆる先々でそういう完全に見失わない保証があるか

と言われるといささか疑問に思います。それは国からの方針で縛られるということが起こり得るからです。そういうことについてはどう考えられるのか、お伺いします。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の再々質疑にお答えをいたしたいと思います。

議員のおっしゃられるように、今全体的な流れを見ますと、集団自衛権やら何やらの関係もあり、また、そうした方向へ流れるんじゃないかというふうな御心配であろうかと思います。

したがって、先ほどの広島県の庄原市ですか、ここなんかのおっしゃることもわかりますけど、ただ、我々地方自治体としても、こうした議会制度がございます。したがって、仮に首長が妙な方向へ政治的なもんを入れて走り出したときに、それをとめていただくのが議会の制度であろうかと思います。

したがって、これからそうした保証ということはちょっとできませんが、やはりともにこれをただしていく、また、よい方向へ持っていく、そうした制度でやっていきたい、そのように考えておるところでございますので、ひとつ御安心をいただければと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 若干だけ確認をしていきたいと思います。

先ほどから大津の事件が問題というんですか、お話にあったわけですが、あの事件の問題は、制度的に起こった問題なのか、あるいは関係者におけるやり方というんですか、本来やらなければならないことを怠ったということによって起こったのか、その分はどうであるのか確認しておきたいと思います。

それから、先ほどから田代議員に対する町長の答弁もございましたけれども、確かに法律というのは条例より上でありまして、条例より上の法律はというんですか、条例で縛ることはできないと、そういうことは確かであると思います。

そういうことなんですけれども、問題がどこで起こっているのか。つまり田代議員も言うように、現町長、それから現教育長、これの体制下ではそのようなことは起こらないと。しかし、その先、今後どのような方が町長になられる、また教育委員長になられるというふうな制度を変えることによってその後の歴史というんですか、進んでいく方

向によってどのような方々がどういうふうな考え方の方々がなっていくかということになってくると、そうやってきたときに、また町長が言われる議会ですけれども、議員というのも時には間違えることもございます。なければ戦争なんて起こらなかったはずなんですよね。そういうふうなことも踏まえて、このところで制度的なところを変更するときには、きっちり安全な制度は求めていかなきゃならないと思いますが、その辺についてはどうであるのか。この2点についてお聞きしたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 教育長、橋戸君。

(教育長 橋戸常年君 登壇)

○教育長(橋戸常年君) 美濃議員の質疑にお答えします。

1つ目は、大津の事件は制度的に欠陥があったんかどっちかということでありましたが、今までと言ったらおかしいですけども、教育委員会の中で委員長と教育長があったわけですね。その教育委員会としての責任は委員長か教育長かという、そういうこともありまして、制度的なそういう仕組みの中で対応が若干遅くなったということは言えると思います。だから、責任者を一本化していくという意味で今度の法が改正されたところもあります。ということでよろしいでしょうか。

(教育長 橋戸常年君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 町長、寺本君。

(町長 寺本光嘉君 登壇)

○町長(寺本光嘉君) 美濃議員の制度的に安全なそうした制度をつくっておくべきじゃないかというふうな御意見であったかと思うんですが、これは将来的に保証できるような制度というのは、これはちょっと非常に難しいと思います。

そんな中でやはり議会制度と言いますのは、やはり議員の皆さん方は、民意を反映していろいろお聞きをして、そしてこの議場へ来られ、そして御意見をいただいております。そうした中でやはり首長、そして教育長、そして教育委員会、そしてまた議員の皆さん方とともに知恵を出し合い、またそうした方向性を決めていく、これが1つの議会制度じゃないかと思います。

そんな中で、やはり2つも3つもそうした堤防がございますので、その段階において皆さん方とともに協議をし、そして進めていきたいと思いますので、ひとつ御理解を賜りたいと思います。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 13番、美濃良和君。

○13番 (美濃良和君) 大津の事件について、委員長、それから教育長と、そういうふうな体制のところにも若干の問題があったと。これは全てではないんですね。要するにそういうふうな問題が起こったときに正しく解決しようと。多分に隠したいというのは、そんな気持ちが起こることはあるわけですね。その気持ちを、起こったものを体制的に問題と言え、隠することができるようなところがあったと。そこに問題があったということではないですか。要するに本当に正しく対応していこうというふうな考え方が双方にあったらこんな問題はなかったわけですね。ですから、その観点から見れば、体制のやり方に、システムのなとこで起こった問題ではないと、このように言えるのではないですか。私はそういうふうに思うんですね。

また、和歌山県の紀美野町なんですからけれども、私も田代議員も言ってるように、現体制においていろんな問題は私は起こらないというふうに思っておりますけれども、これからの歴史が進んでいく中でどんなことが起こるのか、また近辺というんですか、近畿圏においては、大変問題の行っている自治体も我々耳にしますね、目にしますよね、テレビで。そういうふうに考えていった場合に、少しでも安全なシステムというのは残しておくべきだと、このように考えるんですよ。ただし、いかんせん我々の扱うのは条例であって、法律自体が大変問題であるから、そのはざまにあって我々は大変この場で苦しまなきゃならんというところに問題があるかと思いますが、町長の考えをもう一度だけ確認しておきたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思います。

この制度というのは、これは法律に基づいてまたこれを制度をつくり、そして、それを我々が守りやっていくというような制度であろうかと思います。

そんな中で、やはり議員の心配される将来的に向かって安全性をと、これはちょっと非常に難しい問題やと思います。したがって、この議会制度というのがあるのは、そうした首長の暴走やら、また間違った方向に進む、それをいろいろ皆さん方と協議をしながら、これをとめ、また正しい道へ導いていただく、それがこの議会制度であろうかと思います。

したがって、この議会制度を信じないでほかに信じるもんはございません。また

これからも私はやはり皆さん方とともに協議をしながら、またこのまちづくりを進んでいきたいと思いますので、ひとつ子供の教育も含めて御理解を賜りたい、そのように思っています。以上です。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） 美濃議員の質疑にお答えします。

先ほど美濃議員の天津のことでの委員長と、それから教育長のことがありましたけども、今の制度では委員長は一応教育委員会を代表するとなっていてございますけども、教育委員長は非常勤でありまして、実際に現場と言ったらおかしいですけども、校長とか、あるいは職員を指導しているのは教育長です、指揮監督しているのが。

隠そうとしたとかというような話もありましたが、どこにそういう意識が働いたかちょっと私はそこは定かではありませんけども、決して教育長と、それから非常勤の教育委員長とで責任を相手に譲ったというんか、そういったことではないとは思いますが、やっぱり今のシステムでしたら、そういうちょっと責任の所在が不明確になるところもあったんではないかなと思います。それを一本化するというのが今回の法の改正と私は理解しております。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） もう1点だけ確認しておきます。

今の教育長の答弁言っていたんですけど、要は前向きに問題を解決しようという気持ちがあれば、マイナス方向で考えるのではなく、プラスの本当にいじめ、その他の問題についての取り組み、あるいは考え方があれば、その問題は起こらなかったと、こういうことには間違いありませんね。そういういろんな議論を考えて、どのような方向に行くか知りませんが、要はそういうふうに本当に前向きというふうに考えれば、2段であろうが1段であろうが問題はないと、これは間違いありませんか。

○議長（小椋孝一君） 教育長、橋戸君。

○教育長（橋戸常年君） そのとおりであると私も認識しております。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第1号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） 制度が変わって一番心配するのは、自治体首長の政治的主張によって教育が支配されるということです。現行の制度は、住民代表の教育委員が首長から独立して自治体の教育行政を進める建前になっています。しかし、改正法では、首長に自治体の教育大綱を制定する権限を与え、その大綱に教育委員会が意を用いることを義務づけています。しかも大綱には国の方針を参考にするという義務が課せられています。首長が大綱に書き込んだことであっても教育委員会が同意していなければ従う義務がないということにはなっているし、教育長が教育委員会の決定に従わなければならないことも確認されてはいますが、今のような政府の暴走に教育行政が厳格に中立性を保てるかについては疑問に思います。

全国連合小学校校長会と全日本中学校校長会も会長の連名で政治的中立性の確保が必要だとし、首長の個人的な思想・信条により教育施策がゆがめられることがないように歯どめをかける制度を検討するよう要望書を提出しました。法律の専門家や学校関係者が問題点を指摘し、要望を表明したのに、政府・与党はこうした声には耳をかさず改悪を強行しました。

安倍自公政権が昨年7月に強行した閣議決定に基づき、今国会での成立を狙う安保法制では、米国が世界のどこでもいつでも戦争を始めれば、自衛隊が従来は活動を禁止されていた戦闘地域、戦地まで行って軍事支援をする。米国が先制攻撃の戦争を行った場合、閣議決定が定めた武力行使の新三要件に合致すると判断すれば、日本は集団的自衛権を発動し、参戦するという2つの重大問題が浮かび上がっています。軍部に強大な権限を持たせ、暴走を許した戦前・戦中の反省から生まれたシビリアンコントロール、いわゆる文民統制も廃止します。今まさに国が向かいつつある戦争する国への危険な方向は、政治が絶対にやってはならない教育内容への介入と支配という懸念が現実になる可能性を否定できなくなっています。

町は国の法律に基づいて条例を制定するものですが、国や自治体の首長が教育内容に介入できるようにする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴う条例の制定に賛成することはできません。反対いたします。以上です。

（3 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第2号 紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に
関する基準等を定める条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第10、議案第2号、紀美野町指定介護予防支援の事
業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 非常に長い名前のついた条例なんですが、1つは、紀美野
町の今の行政で紀美野町において指定介護予防の事業というのは具体的には何を指すの
か、その辺についてお伺いいたします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

指定介護予防は一体何かという御質疑だったと思います。

介護予防、介護保険という予防介護、要介護1、要介護2等がございます。事業の内

容としては、予防給付が主なものでございます。以上、答弁いたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 予防給付が主たる業務やということで、その予防給付ということで具体的にはどんな活動をやっているのかということでお伺いさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑でございます。

どういうふうな事業を行っているかということでございます。

予防給付についてでございます。現在、地域包括支援センターにおいて事業等が行われております。介護サービスの中で使われるサービス、訪問介護、それから通所介護等々がございます。地域包括支援センターでケアプランを作成し、介護サービス計画でございますが、計画を策定し、それに基づいて各事業所等において給付事業を行っております。また、他の予防事業として、認知症施策等々の介護予防を包括支援センターにおいて適宜行っております。以上、答弁いたします。

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 要するにこの介護予防のための事業というのは今実際に紀美野町でやっている事業所というのは地域包括支援センターしかないということで、そこでケアプランを立てていろんな介護予防、訪問介護であるとか、訪問看護であるとか、それから介護予防のための居宅介護支援である、いわゆるデイサービスへの通所であるとか、そういうことのケアプランを立てている事業所ということで理解してよろしいのでしょうか。地域包括支援センターでそれをほかへ委託できる事業所は今ないわけですから、予防プランを立てられるとことというのはそこしかないのです、そういうことでよろしいですか。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑でございます。

質疑どおりでよろしいのかという御質疑だったと思います。

今回、基準等について条例の改正をお願いしているところでございますが、この紀美野町指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準というのが地域包括支援センターのもう 1 つ上

の上部組織というふうな形を考えていただければと思います。その下に地域包括支援センターという事業所がございます。以上、お答えといたしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 事前に聞いといたらよかったんですが、今の答弁の中でちょっと気になったんですが、要介護1、2というふうに言われましたけれども、その要介護1、2だけに関するものであるのかどうか、その辺だけ確認をしておきたいと思っています。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

（保健福祉課長 宮阪 学君 登壇）

○保健福祉課長（宮阪 学君） 美濃議員の御質疑にお答えしたいと思います。

要介護1、2が全て予防給付というふうな位置づけでよろしいのかということでございますが、要介護1、2及び任意事業、今度新しく地域支援事業というふうな名称で呼ばれ、今も既にあるんですが、地域支援事業が市町村事業に今後なっていくわけでございます。要介護1、要介護2及び一次予防、二次予防という事業がございます。これが介護予防の種類でございます。以上、答弁といたします。

済みません。訂正させていただきたいと思います。

要支援1、要支援2の間違いでございます。訂正しておわび申し上げます。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第2号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号 紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長(小椋孝一君) 日程第11、議案第3号、紀美野町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 地域包括支援センターの人員というのは、主任ケアマネジャーと社会福祉士、保健師ということになっているんですが、いわゆる先ほどの介護予防事業にかかわる仕事、業務をそこでやっているということで非常に雑多な形になっているので、これほど高齢化が進んできて要介護認定を受ける人の推移はどうなんかわかりませんが、かなり高齢化が進んできている状況の中で、地域包括支援センターを専任で運営するということができないのか。前からこれ思っているんですけど、専任で運営するのは難しいのかどうか、その点についてちょっとお伺いさせていただきます。

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の質疑でございます。

現在の包括支援センターの職員を専任でできないかという御質疑と思います。

現在、保健福祉課で行っている業務でございます。現状では管理者1名、それから保健師5名、それから社会福祉士1名、主任ケアマネ1名でいずれも兼務で業務を行っているところでございます。

地域包括支援センターが今後重要視機能されてくることは議員おっしゃるとおりでございますが、他の保健業務等もございますので、やはり今の現状で業務を遂行していきたいと考えておりますので、お答えいたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 保健師 1 名、社会福祉士 1 名、それから主任ケアマネジャー 1 名ということで地域包括支援センターというのは構成されることになっていることに、これが人員基準ですけども、ただ、先ほどの答弁の中にもありましたけども、皆兼任でやっていて、いわゆる保健師であれば健診であるとか、そういう特に大事な業務もほとんど兼任でやっているという実情があると思います。それは社会福祉士にしても同じだし、主任ケアマネにしても一緒だろうと思うんですが、先ほども言いましたけど、これだけ高齢化問題が、ただ、包括支援センターが高齢化のそういう介護だけを扱っているということではないんですけど、これだけ高齢化問題案が進んできて、しかも後で出てくる国保の問題があるんですけども、給付がどんどん上がってくるというそういう状況の中で、特にこの町で一番今深刻なのは高齢化問題であって、地域へ行ってみるとよくわかります。こんな状態でよくひとり暮らしができるなという状況がいっぱいあります。そういうことも含め考えていくと、やっぱりそういう部分にかかわる業務というのはできるだけそれに専念できるような体制をとるべきではないかというふうに思いますが、いかがでございましょう。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再質疑でございます。

やはり専任で行ったほうがよいのではないかとということでございますが、現在の保健福祉課の保健師の業務として各地区担当を命じてございます。やはり地区担当を命じることによって町民の様子、どういうふうな問題等々がよくわかりますのでやはり兼務をしたほうが効果的な事業が行われると考えます。以上、答弁といたします。

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） 例えば精神保健担当と地区担当を兼務しているとかというのは保健師の数、本当はもっと保健師の雇用があればいいんですが、今のが精いっぱい、ただ、地区担当と業務を担当しているということ、包括支援センターが一定の地域しか担当してないわけですから、地区担当がいいと言っても、地区担当があるのはそれはそれでいいと思うんです。ただ、ほかの業務とそれ以外の例えば精神保健と地区担当と一緒に兼務したりというのはあるんですけども、地域包括支援センターと地区担当を担当しているかどうかであって、ただ 1 つだけを地区担当だけの兼務ではないと思うんです。だから、やっぱり地区担当があったにしても、地域包括支援センターに勤務する

勤務員というのは、その業務にやっぱり専念できるようにしていかないとやっぱり本来の地域を把握するとか、そういうことが難しいだろうというふうに考えたので、そういう質疑をさせていただきました。その点についてはいかがですか。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午前 10 時 08 分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前 10 時 08 分）

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑でございます。

議員の言われることは確かかと思いますが、現状で大きな問題もなく、支障も出てございません。今後そういうふうな支障が出るようなことであればやはり考えていきたいと思いますが、現状の兼務の状態です業を行っていきたいと考えますので、ひとつ御理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第 3 号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 1 2 議案第 4 号 紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について

○議長（小椋孝一君） 日程第 1 2、議案第 4 号、紀美野町鳥獣被害対策実施隊の設置に関する条例の制定について議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

（3 番 田代哲郎君 登壇）

○3 番（田代哲郎君） いいことだと思うんですが、川のいわゆるカワウというんですか、あれが最近非常に魚を食べるというか、それから放流してもアユが、それだけじゃないんですけど、皆やられているのがカワウじゃないかというふうに言われているんですが、そういうカラスはともかくとしてカワウのようなそういうことは対象にならないんでしょうか。

（3 番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の質疑にお答えいたします。

カワウは対象にならないかということでございますが、貴志川漁業組合では、アユの放流をやっているときにはアユのカワウによる被害が多いということでカワウの有害駆除も現在も行っております。それで、鳥獣被害実施隊の設置につきましては、そういったところの調査であるとかもやっていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

（産業課長 大窪茂男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 3 番、田代哲郎君。

○3 番（田代哲郎君） カワウの件についてはわかりました。

もう 1 件ですが、イノシシとかシカの駆除というのがメインだと思うんですけど、前に議会等で視察に行ったりしてジビエ工房というのが非常に話題になったことがありまして、古座川町なんかではジビエ工房をいわゆる指定管理で宿泊施設に、あそこには月野瀬温泉という指定管理の宿泊施設がありまして、そのあいている土地のちょっと高台に町がジビエ工房をつくって、いわゆる指定管理で運営している宿泊施設の指定事業をもう 1 つふやして、そこでやってもらうというようなことを今計画が進んでいると聞

いたんですが、そういうふうの実施隊をつくるんだったら、どこへ指定管理で委託するか、宿泊施設へ委託するかというのは別にしても、そういうやっぱりジビエ工房などの計画というんですか、そういうことも視野に入れてはどうかと思うんですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

ジビエ工房を考えてみてはどうかということでございます。

以前、日高川ですか、ジビエ工房を視察に行ったということも聞いてございますが、大変維持管理が、高価なものになる。それから携わる人の問題があるように思います。今後あちこち研究させていただいて取り組むことができないかどうかというのをまた検討していきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

1 番、七良裕 光君。

（1 番 七良裕 光君 登壇）

○1 番（七良裕 光君） 鳥獣被害対策実施隊の設置については大変ありがたいことだと思います。その中で1 点だけお聞かせ願いたいと思います。

第6 条の報酬で被害防止対策に従事していただく実施隊員の活動にお支払いする費用として半日額3,500 円を支給するという表現になっておりますが、この半日額という基準についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

（1 番 七良裕 光君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） 七良裕議員の御質疑にお答えいたします。

6 条は報酬を定めたものでございます。活動に応じて半日額3,500 円としております。県下15 市町村が実施隊を設置しておるわけですが、報酬につきましては、日額で表示したもの、また半日額で表示したもの、また時給で表示したものという市町村がございます。実施隊に町長が任命し、その日に出勤していただいた場合、朝から晩まで1 日というのはちょっと考えにくいもので、大体調査を含め追い払い等を入れ半日ぐらいで終わるのかなと考えてございます。それで半日額3,500 円、1 日の報酬を表示した市町村におきましては、大体7,000 円ぐらいの表示になってございます。以上、

答弁とさせていただきます。

(産業課長 大窪茂男君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 1 番、七良浴 光君。

○1 番 (七良浴 光君) ただいま御答弁をいただきましたけども、この半日というのは、私の考え方がおかしいのかもわかりませんが、午前中と午後とで通常役所の働く時間が違うように思うんです。8時半から12時までとすれば3時間30分、午後になれば13時から17時15分までということで4時間、そういった時間の差があるので時間給で支給したほうが活動していただく実施隊員の皆さん方には不公平が生じないのではないかという思いで質疑をさせていただきましたので、その点、再答弁をお願いしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 産業課長、大窪君。

○産業課長 (大窪茂男君) 七良浴議員の再質疑にお答えいたします。

午前中、午後、私たち公務員であれば時間が違います。半日3,500円と定めておりますのは、場合によっては1日かかる場合もあるかと思えます。その場合は7,000円ということになるかと思えます。それで大体1時間ぐらい、2時間ぐらいという短時間で終わる場合もあるかと思えますが、その場合は案分というんですか、時給方法というんですか、案分をさせていただきたいと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長 (小椋孝一君) 1 番、七良浴 光君。

○1 番 (七良浴 光君) ただいまの課長の御答弁で一、二時間で終了する場合は案分という御答弁でございましたが、それであれば時間給で定めるほうがよりベターではないかと、このように考えますが、町長、いかがですか。

○議長 (小椋孝一君) 町長、寺本君。

○町長 (寺本光嘉君) ここに条文どおり半日給というふうに書かせていただいておりますので、先ほど課長がちょっと案分というふうな表現しましたが、やはり現場へ出ていただくその時間も入ってこようかと思えます。やはり半日給単位で計算をしていきたい、そのように思いますので御理解を賜りたいと思えます。以上です。

○議長 (小椋孝一君) しばらく休憩します。

休 憩

(午前10時24分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前１０時２４分）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

１３番、美濃良和君。

（１３番 美濃良和君 登壇）

○１３番（美濃良和君） 実施隊設置に関する条例の３条ですね、任務について、この条例の一番中心的なところになるかと思いますが、この任務についてももう少しお示しいただきたいと思います。

（１３番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

（産業課長 大窪茂男君 登壇）

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の質疑にお答えいたします。

３条は任務を書いておるわけですが、これは実施隊は、町長の指示によりまして鳥獣の個体数調整ということで追い払い及び捕獲ということを考えてございます。それから被害防止及び生息状況の調査ということで、被害の状況はどのぐらいあるのかという調査ですね、また、どの辺にどのぐらい頭数がいてるのかというような調査でございまして。これも鳥獣被害の防止に努めるということで有害捕獲にも情報提供を与えるものと考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

（産業課長 大窪茂男君 降壇）

○議長（小椋孝一君） １３番、美濃良和君。

○１３番（美濃良和君） 今までなかったものをつくるんですから、これから大いに検討しながら進めていっていただけたらと思いますけれども、たしか当初の説明で猟友会の方も３０名ほどというふうな形で説明があったかというふうに思います。猟友会の方々にも入っていただいて進めていくというのと、それから猟友会の方々がそれぞれのグループというんですか、何というんですか、自主的というんですか、猟友会としての活動ですね、その関係はどのようになっておられるのか、その辺はどうでしょう。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

説明のときでは、猟友会の方に30名程度お願いしたいという説明をさせていただきました。現在、積極的に参加いただける方ということで猟友会の方とお話をし、現在推薦をいただいている状況でございます。本来行っております有害捕獲というのは、従来どおり猟期期間以外の期間中に有害捕獲ということで、それぞれの隊でお願いをすることになるかと思えます。また別のものと考えていただければと思います。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） そうなるとまいりますと、その5条の任期なんですが、任期で、隊員の任期は、任命を受けた日からその日の属する年度の末日までとし、再任されることができると、こうなっておりますけれども、要するに1年間通してこの実施隊があるのではないというふうなことになるんですか、その辺のところまだ動いていませんからわかりにくいと思えますけれども、その辺どうでしょう。

○議長（小椋孝一君） 産業課長、大窪君。

○産業課長（大窪茂男君） 美濃議員の再々質疑にお答えいたします。

5条の任期につきましては、大体1年を考えてございます。猟期中であっても猟期以外の期間であっても1年を考えてございます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午前 10 時 29 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 10 時 45 分)

◎日程第 13 議案第 5 号 紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 13、議案第 5 号、紀美野町課設置条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番（田代哲郎君） とりあえずは 1 点だけ。地籍調査課を廃止して建設課で地籍調査の業務を行うということで新しくまちづくり課を設置するということですが、人員の配置と、やっぱり地籍調査を建設課でやるとしたら、それだけ人員をふやすということなのか、その辺のことをお伺いします。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、建設課と地籍調査課の統合につきましては、道路の整備に係る事業計画の決定であるとか、用地買収には土地の境界確認作業等が必要になってきます。また、町道、里道、これ建設課で管理しているんでありますけれども、この境界などの立ち会いとか、くい打ち作業につきましても以前から建設課と地籍調査課が協力のもとで行ってきたものであります。今までもこうした連携して作業を行うということが多々あったわけございまして、この両課を 2 つ統合することにつきましては、より業務的な関連を強化させることとともに、より効率よく業務が進められるものという理解のもとでこのたび 1 つにしたものでございます。

また、人員配置につきましては、建設課と、実質的には建設室と同じような形で仕事をしていただくことに地籍調査課はなるんですけれども、今度は職員の数、今までだっ

たら課と課の隔たりというものがありましたけれども、今度はそれを1つにすることによりましてお互いに助け合いをしていけるのではないかとということで、いろんな形の中で協力関係を結んでいけるということの中での統合でございます。

また、まちづくり課の新設につきましては、当町におきましては、人口減少、少子高齢化という大きな課題に現在直面しております。今後より強力にこれらの課題に取り組んでいかなければならないと考えてございます。人口減少は地域のコミュニティーを崩壊させ、地域の活性化を大きく阻害する要因となつてございます。このため、若者や地域創業を志す方々のUターン、Iターン、Jターンによる定住をより強力に推進していかなければならないものでございます。また、地域の活性化を図るためには、まちづくり支援事業の推進も進めていかなければならないものと考えてございます。

そのような観点に立ちまして、今回、定住支援、人材育成事業、まちづくりの総合的な窓口の創設を図るために、これらの業務を産業建設課の業務から独立させましてより強力なまちづくりを総合的に推進するまちづくり課を設定した。この2つがこの改正の主な理由でございますので、御理解を賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 説明はよくわかりましたが、ただ、まちづくり課の事務分担で定住促進に関することとかというのはよくわかるんですが、まちづくりの行政施策及び促進に関することとかはちょっと抽象的で、それと産業課のあれとどう違うのかなという、すみ分けというんですか、そこら辺がよくわからないんでございますが。

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の再質疑にお答えをしたいと思います。

今まで産業課の中に建設産業室がございました。その建設産業室の中においてまちづくりの推進を努めている1つの係があったということでございます。

産業課と今回できるまちづくり課とのすみ分けでございますけれども、今まで産業課の中でもこういったまちづくりに関するいわゆる定住施策であるとか、空き家の調査であるとか、いろんなもろもろのことが産業課の業務の中に含まれておったわけです。今までは混在しておったわけです。今度はまちづくり課というものを1つ独立させまして、こういった例えば定住施策であるとか、いろんな定住していく方のサポートであるとか、そういったまちづくり協力隊とか、まちづくり支援員がございますけれども、そういつ

た活動のことをまちづくりの総合的な窓口を1つ設定するということでございます。

国におきましても、現在、地方創生という言葉が出てきております。そういった中でよりそういった国の波に乗りおくれれないように、総合的な窓口をつくるということの中で今回の改正を行ったものでございます。以上でございます。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） そしたら定住支援も含めて新規就農であるとか、それからアグリビジネスやとか農家民泊ですか、そういう支援というのもそこでやるんですか、具体的には。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 田代議員の再々質疑にお答えいたします。

質疑の要旨は、アグリビジネス関係であるとか、例えば農家民泊であるとかといった事業が新しい事業として現在行われているところでありますけれども、そこらについてはどうしていくんよというような御質疑であったかと思えます。

それについては基本的には産業課で行っていくんですが、やはり定住との絡みもございますので、それはもう連携して対応していくというような形を考えています。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

10番、松尾紘紀君。

（10番 松尾紘紀君 登壇）

○10番（松尾紘紀君） 私から少し機構改革、課設置ということでお聞きしたいと思えます。

このまちづくり課設置には反対することではありませんが、地籍課が建設課と一緒にやるということなんですが、建設課と地籍課はともにどちらも現場を主体とする業務で、担当課がやっぱり管理職というのは、課長ですね、または主幹クラスですか、一般の職員には、地籍課であっても建設課であっても日常業務をどのように指導していくのか、地籍課は支所にありますわね、だからいろんな生じる問題が起こった場合に速やかに連絡がとれにくいんじゃないかと、このように思います。総務課長も以前は建設課に在籍していたので建設課はどのようになっているかというのはよく御存じかと思えますので、まずそれをお聞きしたいと思えます。

ちなみに27年度の当初予算では、地籍は9,950万円予算計上しています。それ

と建設課が土木費、道路橋梁費、建設残土費で、まだほかにもあるんですが、大きいところではこの合計が2億1,625万円、これと地籍が9,950万円、その地籍の9,950万円の中に調査委託料で5,840万円となっております。こういう中で建設課が地籍のいろんなことを指導していく、または住民サービスに果たしてこれがうまくいくのかということをまずお聞きしたいと思います。

(10番 松尾紘紀君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 副町長、小川君。

(副町長 小川裕康君 登壇)

○副町長 (小川裕康君) 松尾議員の御質疑にお答えいたします。

議員質疑の中で、まちづくり課を設置するということについては賛成していただけるんですが、特に地籍の今後はどうなっていくんかということの御心配を問うていただいているものと考えております。

先ほど総務課長がお答えしたように、機構改革によって業務が効率的に、そしてまたさらにスムーズに行政が進んでいくと、そういう目的のために機構改革をしていくものでございますので、このことによって地籍業務が今までに比べて衰退していくということは全くあつてはならないことでありますし、そういうことは全くないような形で今考えてございます。

人員におきましても、基本的には現行の人員を考えておるわけでございますが、それについてはこれから人事異動等々も含めて考えていかなければいけないということをまず申し上げまして、そして、この地籍調査業務というのは、議員おっしゃるように現場が一番大事な業務でございます。日々のそれぞれの現場における調査についての現場職員からの管理監督にある管理職への報告、相談等々も大変大事な必要なことであると考えておりますので、そういったことが日常において常に管理監督にある立場の者が目を光らせているというんですか、課員も相談できるような体制をとっていきたいと考えております。

そこで、現在の美里支所におけるそれぞれの配置につきましては、産業建設室は入って右のほうにあります。地籍調査課は左にあるということで、現在においては部署が離れているということがございますので、今後はこの4月1日以降におきましては、そういった離れているということではうまいこといかないということですので、1つのスペースで常に建設室の室長が地籍調査のほうも管理監督できるというような形の配置を考

えていておりますので、議員が心配しているようなことはないというふうに考えてございます。以上、答弁とさせていただきます。

(副町長 小川裕康君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 10番、松尾紘紀君。

○10番 (松尾紘紀君) 副町長から大体の話が説明されましたが、特に地籍はやはり民々との間で境界とかいろんな面で折り合いがつかない、そうした場合に担当課が資料というか、旧台帳なり、いろいろまたは隣接の地主との話の中で地籍を進めていく上で、やはり職員がそれに助言なり、そういうようにして地籍を前向きに進めていくということが一番大事なことはないかと思うんですが、そこで、やはり日々の業務の報告等は本庁と支所ではかなり距離があるので、そこでそういういろんな問題が起こったときは、支所であれば支所長に全てそのことが報告されるのかというのが、これでは27年の4月1日から施行するということになっておりますので、日が余りないのでそこで支所長にお聞きしたいと思います。

西支所長に、この地籍と建設課と、本庁に建設課がある、支所に地籍があるということで、地籍の日々の業務報告、いろんなまたは問題が生じたときに、本庁の建設課の課長並びに主幹とはどのように連絡をとってその諸問題を解決していくようになっているのか、支所長に、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 (小椋孝一君) 美里支所長、西君。

○美里支所長 (西 敏明君) それでは、松尾議員の質疑にお答えしたいと思います。

地籍調査の問題が住民とあった時の報告と、あと諸問題についてはどういう対応するのかということだと思います。

まずは報告を随時受けることになると思いますけども、地籍調査等で問題が生じた場合は、私のほうと、それから地籍の関係と協議しまして、それで建設課の課長のほうに電話連絡及び足を運びまして対処したいと思います。そういう方向の報告を随時職員から受けまして話し合いでうまくいくように心がけたいと、そういうふうに思っておりますので、御理解よろしく申し上げます。以上です。

○議長 (小椋孝一君) ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番（美濃良和君） 確認をとりたいと思います。

いろいろとやりとりもありましたけれども、何にしても旧美里町は地籍事業にかかるのが遅かったというふうなこともあっていまだにあと10年はかかるというふうなことになっているわけでございますけれども、これが遅滞なくできるのかどうか。

それから、建設課と、それから地籍が合体するということなんですよ、あれ見えますと。そうなってくると、先ほど分母がふえるからという答弁がされておりましたけれども、それぞれ新しい課になったときに建設課は何人、地籍課は何人配置されるのか、その辺のところについてもあわせてお聞きしたいと思います。

それから、新旧対照表の条例のところでもありましたけれども、まちづくり課に関しては多少企画管財課に係るところの部分も入ってくるのではないかというふうに思うんですけれども、そのところでこれからまちづくり、一番いろんな意味で町民の皆さん方も期待されている町の今後の方向をやっていただく課ではあるかと思いますけれども、そのところをもう少し詳しく説明をいただきたいと思います。以上、よろしく願います。

（13番 美濃良和君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の御質疑にお答えをいたしたいと思いますが、今回まちづくり課を何でつくったかということをもまず皆さん方に知っていただきたい。

といいますのは、地方創生と言われております。そんな中で当町におきましては、御承知のとおり、平成18年からこの地域に移住をしていただこうと、Iターン、Uターン、Jターン、そしてまた町おこしという事業に積極的に取り組んできております。そんな中で、国におきまして、今回、地方創生が叫ばれてきた。やっと地方に来たかというのが実感でございます。

そんな中で、やはりまちづくりについて、当町としては今までも取り組んできたけど、これ以上にやはり積極的に取り組んでいかなければならんという視点に立って今回はまちづくり課というのをつくりました。

そして、このまちづくり課によって、実は今まであちこちで小川まちづくり、また真国、そして毛原と、また志賀野、これは民泊を主体としたまちづくりですが、そうしたことで来ていますが、このまちづくりに担当しておる課が今まで3つありました。御承

知のとおり、企画管財課、そして産業課、そしてまた美里支所の産業建設室ですね。この3者が寄り合い会に行って、そしてこの業務に携わってきたということでございます。

なぜこんな3課も携わらなければならんのかと。やはり県からも指導に来、そして町も行ってるのであれば1課で十分じゃないかと、そしてまたそのほうが実が入るということから、今回まちづくり課というのをつくらせていただいたところでございます。

そんな中で、先ほどの御質疑の中に企画管財課と同じような仕事もあるやないかという御質疑でございますが、やはり地方創生を言われている中で、この企画管財課におきましては、今後のまちづくり、全体のまちづくりですね、こうした企画をしていくのが企画管財課の仕事であろうと。そして、今まさに各地域でやっていたいいるまちづくり、これについてはこのまちづくり課で担当するというのが趣旨であろうと思います。そうした中で、はっきりと区分けをし、そしてもっと積極的に取り組んでいこうということをまず御理解をいただきたいと。

そして、先ほど来、総務課長のほうからも説明がございましたが、やはり建設課と、それから地籍調査課、これはもう切っても切れん事業を進めるについて関係がございます。そうした中で、この支所の産業建設室の中に今度は地籍調査班、班になるんか係になるんかちょっとわかりませんが、そうしたものをひっつけていこうと。そして産業課、建設産業と言いまして、この産業部門を住民室のほうへ統合していくと。そして住民室では、総務、税務、そして福祉、そして産業関係の仕事をしていこうと。だから、すっぱりと切り離して、そしてそれぞれ対応していただこうと、こういうふうなことで今提案をさせていただいたところでございます。

ただ、先ほど来御質疑ございましたが、それじゃ地籍課は何人になるのよ、建設課は何人になるのよ、これはまだこれからの問題でございますので、十分各課において対応できるような、また積極的に対応を進められるような、そうした人員配置をしていきたい。しかしながら、御承知のとおり、職員の人員については、削減、これが目標になっております。そんな中でいかに効率的に仕事を進めていただけるのか、そこらも考えながら今度の対応をしていきたいと思っておりますので、それで御理解のほどお願いを申し上げたいと思っております。以上です。

(町長 寺本光嘉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

(午前 11 時 12 分)

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11 時 13 分)

○議長（小椋孝一君） 地籍調査課長、尾花君。

(地域調査課長 尾花延弥君 登壇)

○地籍調査課長（尾花延弥君） 美濃議員の御質疑の件でございます。

地籍調査課としましては、平成 37 年度には現計画におきましては現地調査のほうは完了するものと考えてございます。39 年には法務局において閲覧ができるものとなりますので御理解賜りたいと思います。

(地域調査課長 尾花延弥君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13 番、美濃良和君。

○13 番（美濃良和君） 今、課長から平成 37 年完了で 39 年には閲覧できる状況に持っていくと。それは今、課長がやっている体制のもとで、そういうふうな計画なんでしょうけれども、新体制でそれができるんかどうか。課長で答弁できない部分と思いますが、その辺のところの確認も願いたいと思います。

それから、もう 1 点、今、町全体の計画については、企画管財をもとに進めていただいていると。その中で今いろんな町おこしのグループがあちこちで活動されているということの中で、そこをフォローする課としてまちづくり課だと、こういうふうなことであったかというふうに思うんです。そのもとに地方創生という言葉があったんですけども、地方創生がそれではそういうふうなことになるんかどうか。

私もちょっと研修会等があつて大学教授の話も聞いてきましたけども、今、基本的に国は、東京、名古屋、大阪と、この 3 つのもとに中核都市として進めていくと。そこで国全体の財政的なものを上げていくと、GDP とか、そういうもんですね。そういうふうなことがあつて無駄と言っているのか、本当に話にならんリニアを進めていこうとか、そんなことしてるようなんですけれども、あと地方においてはコンパクト化なんですよ。市もそうですし、町村においてもコンパクト化、要するに言うならば、現在、紀美野町においては、役場周辺にいろんな施設をまとめてしまって後は交通体系だけ。ですから、バスを回しておけば、言葉悪く言えば、そこで済んでしまうような内容のもの

であって、我々の考えているまちづくりとはまるっきり違う方向に今、国は進めようとしていると。そういうふうなところで、町長、今言われたそういうまちづくりの展望と国の方向が余りにも違っているように私は思うんです。その辺のところについてどうであるか、もう一度聞きたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたしたいと思いますが、国におきましては、コンパクト化を考えているというのは私はまだ今の段階では聞いておりません。と言いますのは、国におきまして地方創生というのは、その町その町が特色のある、そうした町をつくりなさいと、その計画をとにかく国のほうへ出しなさいと。そして、それを国が認めたら、それに対して地方創生の補助金を出しましょうと。1,300億と、それからその後500億が上積みされまして、1,800億について認めた事業に出していきましょう、こういう話で聞いております。

したがいまして、この紀美野町、今までも頑張ってきたわけですが、そんな中でやはりこの紀美野町、特色のある、そうした町をつくっていこうと。あるところによると、実は2030年にはこの紀美野町は和歌山県で消える町の2番目に入っています。しかし、それではならんと、何とかみんなでやっていこうと言うて今まちづくりを、あっちこっちで町おこしをやってくれてるわけですが、やはりこうした住民の意向を十分に反映させたような、そうしたまちづくり計画をやはり立て、そして国に申請をしていきたい。そしてその中にはやはり紀美野町としての特性を生かしたような、そうした計画を出していきたいと思いますのでひとつ御理解を賜りたいなと思います。

それと、地籍調査、班になるんか係になるんかわかりませんが、新しい体制で本当にできるんかということでございますが、それはやはりより効率的に、そしてまたその計画ができるように我々は考え、そしてまた実行していきたい、そのように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） こういうことでしたら一般質問の通告に出しておけばよかったんですけども、地方創生についてですね。確かに我々の思っているまちづくり、町おこし、そういうものについての考え方と国のところで若干の違いがあるんですね。基本的に国は地方への金を減らしていくと、それは当然今までの流れから見ても感じられますよね。その金も要するに今までやったら物というんですか、これやったらこんな

お金がありますと言うたんを今度から金で来ると。だから、それを自分たちで考えよということで、今、町長の言われてるようにいろんな地域の皆さん方の御意見を聞きながらメニューをつくっていくということになっていくかというふうに思うんですけども、基本的には、やっぱりちょっと町長の答弁はなかったんですが、コンパクトな町、コンパクトな村と、そういうふうに要するに早い話がまとめてしまえば効率的にやっていけるという、そういうようなところが国の基本にあると、地方に対して。こういうふうなところにある中で、私たちはそれをバラ色に捉えてしまうと失敗もあると。十分に国の考えていることを本当に調査というんですか、吟味して、そして町の方をを考えていかなければ、例えばさきの合併もそうでしたけども、美里町において非常に当時の町長が積極的だったわけですけども、その中で描いた絵というのは非常に私たちはおかしかったというふうに、現実そうなってますよね。当時の町長が合併が決まってから、これは議会の議事録調べてもらってあるんですけども、合併をすれば交付税は減らないというふうに聞いておったけど、これは県のデマだったと、こういうふうなことを申されているんですよ。

こういうふうに十分にその流れを吟味して、そして町も我々のそういう願いとよく合わせていかなければ、小池さんという新潟県のどっかの市やったかな、防衛大学の校長された方なんですけど、この方が言ってるんですけども、窮地に陥ってこれは助けの縄だと思って捕まえたらヘビだつと、そういうふうなことのないように合併を考えなきゃならんという、その方の講義ですね、聞かせてもらったし、本も出てますけども、そういうふうなことにならないように私たちも十分にまちづくりの課を進めていかなきゃならんと思うんですね。ちょっとその辺について、町長にもう一遍聞いときたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

○町長（寺本光嘉君） 美濃議員の再々質疑にお答えをいたします。

恐らく私に対する忠告をいただいたんであろうと、もうちょっとまた勉強して国の全体の動きもまた探りながら我々は進んでいきたい。しかしながら、やはり私の根底には、この紀美野町をなくすわけにはいかんと。またコンパクトにそんなにまとめてそんな生活できるもんじゃございません。したがって、今の方針の中でやはり私はやっていきたい、そうしたまた計画も皆さん方と御相談しながら立てていきたいと思いますので、また私なりに勉強し、そうした情報等を探ってまいりたいと思いますので、ひとつ御理

解を賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第5号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号 紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第14、議案第6号、紀美野町行政手続条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 法令に違反するとして当該処分や行政指導を求めるとか、また当該行政指導の中止、その他必要な措置を求めるという、対象になる許認可事項とは具体的にどんなものがあるのか。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 総務課長、牛居君。

（総務課長 牛居秀行君 登壇）

○総務課長（牛居秀行君） 田代議員の御質疑にお答えをいたしたいと思います。

まず、今回のこの条例改正に伴います対象の具体的なものはどういうものがあるのかというお尋ねであったかと思えます。

町の場合、ある程度限られてきて確かに少ないんですけども、例えて申し上げますならば、対象となりますのは、紀美野町の放棄自転車等の防止及び処理に関する条例というのがございます。この条例につきましては、紀美野町放棄自転車等の防止及び処理に関する条例については、町長が勧告しなさいというふうになってございますので、これなんかは対象になってくる条例でございます。

また、紀美野町には土砂等による土地の埋め立て等の規制に関する条例というのがございまして、これなども開発業者のほうから町のほうに図面等の申請がございまして、町のほうで審査をいたしまして許可を出しているというものでございますので、これにつきましてもこの条例が適用できるものと考えております。

そのほかにも各種医療費等の偽り、その他の不正行為による助成金の返還金の命令であるとか、各施設の利用許可、施設を利用していただくときに許可申請を出していただくわけです。その許可申請におきまして例えば偽りの申し出があったとか、そういうふうなものに対しまして措置をするというふうなところで御理解を賜りたいと存じます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第6号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第7号 紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第１５、議案第７号、紀美野町移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第７号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第１６ 議案第８号 紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第１６、議案第８号、紀美野町職員定数条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第８号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第８号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第9号 紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第17、議案第9号、紀美野町特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第9号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 趣旨は議案第1号でいろいろ質問しましたので反対討論だけ行います。

町は国の法律に基づいて条例を制定するものですが、国は自治体の首長が教育内容に介入できるようにする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改悪に伴う条例の改正なので反対いたします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第10号 紀美野町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第18、議案第10号、紀美野町特別職の職員で非常
勤のものの報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第10号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） これも同じことで、法律に伴って条例を改正するもので
すが、先ほどから申しておりますように、国や自治体の首長は教育内容に介入できよう
にする地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改悪に基づく条例の改正であります
ので反対いたします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第19 議案第11号 紀美野町長及び副町長の給与等条例の一部を改正する条例
について

◎日程第20 議案第12号 紀美野町教育委員会教育長の給与等条例の一部を改正する
条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第19、議案第11号、紀美野町長及び副町長の給与
等条例の一部を改正する条例について及び日程20、議案第12号、紀美野町教育委員
会教育長の給与等条例の一部を改正する条例について一括議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） この給与の減額なんです、何せ私が議員としてここへ来
たときからずっと続いているんですが、これずっと何年度までというあれはないんでし
ょうけど、そんなに減額を続けなければいけないものなのかどうか、その辺についての
答弁をお願いします。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 町長、寺本君。

（町長 寺本光嘉君 登壇）

○町長（寺本光嘉君） 田代議員の御質疑にお答えをいたします。

何年まで続けないかんもんかという話ですが、これはいかんもんじゃないんです。や
はり私ども財政厳しい中で、少なくとも自分らの意思としてこれを出していこうという
ことでこの条例改正を提案をさせていただいたところでございますので、そうした私ら
の気持ちを十分お酌み取りいただいて賛成をいただきますようにひとつよろしく願い
を申し上げます。以上です

（町長 寺本光嘉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第11号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

11番、上柏皖亮君。

(11番 上柏皖亮君 登壇)

○11番(上柏皖亮君) 先ほども田代議員から説明がありましたとおり、町長が就任以来ずっと続けて報酬を引き下げていただいております。ここにもございますが、これが減額でこれから税金引かれたら町長の役職として大変厳しい生活じゃないかと私は思います。それで日曜日・土曜日もなしで常に紀美野町発展のために活躍していただいておりますので、私はこの議案には反対いたします。以上です。

(11番 上柏皖亮君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

9番、仲尾元雄君。

(9番 仲尾元雄君 登壇)

○9番(仲尾元雄君) 今、同僚議員の上柏議員から反対討論がございましたが、私もこの1年間だけ2万や3万の節約をしても余り効果がないのと、やはりまちづくり課をつくってこれからばりばりやろうという町長、また副町長、教育長の給料ですね、この景気のいいときに下げなくても、今、総理大臣が労働組合に対しても給料上げよというような時代でございます。そういうときにわざわざ、こういう今までのように沈んでいるときにちょっと節約しようかと言うんだったらわかりますけども、今はむしろもっと皆の給料上げて景気をよくしようじゃないかと。それで脱デフレをやろうじゃないか、ばりばりと活躍していただきたいと思いますので、この改正条例には反対します。

(9番 仲尾元雄君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 思いは一緒ですけど、別の視点から議案第11号に反対するのは、町は国の法律改正に伴ってこの条例改正を提案したものですけども、国や自治

体の首長が教育内容に介入できるようにする地方教育行政への組織、運営に関する法律の改正に伴う条例の改正理由を含むものなので反対いたします。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

これから議案第12号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第21 議案第13号 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第21、議案第13号、紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） 紀美野町職員特殊勤務手当条例の一部を改正する条例についてということで、まず第1点目は、紀美野町の救急救命士については別に資格手当というのが存在するかどうか、その辺ちょっと聞かせてください。

（3番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

（消防長 家本 宏君 登壇）

○消防長（家本 宏君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

資格手当というのはございません。以上、答弁とさせていただきます。

（消防長 家本 宏君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 消防士というのは全て危険な業務につくということであれなんですけど、だから、特に救急業務などでは感染などもあります。特にウイルス性肝炎の感染とかほかのウイルス性疾患の感染とかいうのもありますが、いわゆる消防士というだけじゃなくて、救急救命士の資格を取ってきても、いわゆるそれに対する資格手当というのがないというのはどういう理由、理由からというのは変ですけども、そういう危険手当に相当するようなものはあるんですか、一般消防士の場合も。一般消防士もいわゆる火事の現場とかいろんな災害現場に向かうんで、救急救命士であればそういう救急救命に当たるときの危険性というのはあるんで、そういうのは存在しないんでしょうか。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 田代議員の再質疑にお答えいたします。

先ほども申しましたように、救急救命士の資格手当というのはございません。逆に消防特有の危険性等々を勘案した手当といたしまして、消防本部及び消防署に勤務する職員の手当ということで月額5,500円という手当がございます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 確認する意味から聞いておきたいと思います。

新旧対照表を見てみましたら、要するに救急救命士の資格を有する者は、救急業務に

従事し、従事した職員の手当を8,000円、これを出動1回につき400円というふうに加算すると、こうなるんですね。当初のときの説明で、このほうが手当がよくなるような改善されるようなそういう説明だったかというふうに思うんですけども、文言だけ見れば、救急救命士の8,000円がなくなったということで、そのところで救急救命士を取らなければならないというふうな消防士の間での意欲がなくなるというふうなことになるのかどうか。説明がちょっとわかりにくかったんで、当初の説明をもう少し詳しくしていただきたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 総務課長、牛居君。

(総務課長 牛居秀行君 登壇)

○総務課長 (牛居秀行君) 美濃議員の御質疑にお答えをいたします。

美濃議員の御質疑につきましては、特殊勤務手当ということの関連でございますので総務課のほうから答えさせていただきたいと思います。

私がこの条例の一部改正の御説明を申し上げましたのは、救急業務に従事する職員の手当は、1回出動について300円、それから救急救命士の資格を有し救急業務に従事した職員の手当は、現在そこへ追加して月8,000円だけ救急救命士についてはついていきます。その8,000円の部分を今回1回出動につき400円と改めるものでございます。つまり400円と1回の300円ですから足しまして救急救命士の方については1回について700円が支給されるということでございます。

この根本となるものは、一応特殊勤務手当というものに対する考え方ということで、国のほうからも指導がございまして、特殊勤務の実績に対して日額または件数を基準に支給されるというのが本位であるということがございます。

それから、この400円と決めました根拠につきましては、もともと月額8,000円ということで設定をしているわけございまして、その額を柱として出動に関して400円と定めたものでございます。以上でございます。

すいません。ちょっと答弁漏れがあったようでございます。

先ほど申しましたように、今回につきましては、実働についてお支払いをするということでございますので、多くなる方もおられるかもわかりませんし、そうでない方もおられるかもわかりません。一応実働に応じて支払うということでございます。

(総務課長 牛居秀行君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） その実際にどうなるのかということについてはわからんということなんですけど、消防長、どうなんですか。変更することについて、そうなった場合に実際に手当がふえるのか減るのか、その辺について聞きたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃議員の再質疑にお答えをいたします。

この救急救命士制度、これができましたのは平成3年でございます。その制度に基づきまして紀美野町消防本部において一番最初に救急救命士が誕生したのは平成8年度でございまして、その際に制定された現在の手当の支給基準ということをもつて申し上げたいと思います。

その当時からの救急出動件数の推移でございますが、平成8年中372件、これの出動、救急救命士数が1人でございました。それに比べまして現状、平成26年、出動件数が582件、救急救命士が現在11名、実質現場で活動している救命士は9名という状況で状況は大変変わってきております。そんな中で、人的に余裕があり、また住民の方々のために有効な救急活動をする必要がある場合には、1回の出動について救急救命士が2名乗車するといったような活動も現在のところしております。

そういう状況の中で、今、議員がおっしゃるように、ふえるのか減るのかということに関しましては、件数が相当偏りもしますので何とも申しあげられないところがございますが、いずれにしてもある意味平等性を持った手当の支給ということからすれば、やはり回数に応じた手当というのが原理原則かというふうに思いますし、先ほど総務課長が答弁で申し上げましたように、現在の月額8,000円ということからすれば、月に20回出動すれば一応その金額に達する。また、それ以上出動すればそれを超えるというような状況でございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） これによって救急救命士自体は充足していると、そういうことがあるわけですね、今までの答弁を聞いていますと。そして、恐らく救急救命士が新しい条例に変わったとしても損ということにはならないというふうに理解してよろしいんですね。

○議長（小椋孝一君） 消防長、家本君。

○消防長（家本 宏君） 美濃議員の再々質疑にお答えいたします。

今、議員おっしゃられたように、救急救命士の数が充足しているかという点に関しましては、これはまだ何とも申し上げられません。いろんな救急救命士を取り巻く環境等々変わっておりますので、これに関しては何とも申し上げられませんが、この救急救命士のやる気に関してのマイナス云々ということに関しまして、むしろやはり出動した分だけたくさんいただけるという形のほうが納得した上で活動してもらえるんじゃないかと。今の現状の月額ということからすれば、1回出動した者も20回出動した者も同じ金額であるということからすれば、むしろ1回につきといったような形で活動の相違によって当然手当も違うといったような形のほうが納得してもらえるんじゃないかというふうに解釈しています。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第13号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

（午前11時57分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時59分)

◎日程第22 議案第14号 紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第22、議案第14号、紀美野町ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番（田代哲郎君） 趣旨はさほど変わらないと思うんですが、条文が変わっているんですが、基本的には、今までの制度と変わらないという認識でよいのかどうか、そこだけちょっと確認させてください。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回のひとり親家庭医療費助成条例の改正につきましては、基本的には今している内容は変わることはございません。ただ、第2条の中に3号の記に暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律、これに該当します方を追加するという、これが内容でございます。

従来、県のこの事業では、所得制限を設けてございまして、それから外れるひとり親家庭の方々を町の単独事業で助成しているというのが現状でございます。それについては内容的には変わることはございません。以上です。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 今までのように所得制限もないということで、それは町の単独事業で補填しているから所得制限もないということで、それとDVで正式に離婚していなくともDVから逃れるために別居状態にあるひとり親家庭も加わったという、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

DVの関係なんですが、保護命令を申し立てている者ということでございます。この保護命令と申しますのは、配偶者から暴行罪、または傷害罪に当たるような暴力を受けたことがあるか、また、生命、身体に対して害を加える旨の脅迫を受けたことがあり、今後、配偶者から身体に対する暴力により、その生命、身体に危害を受けるおそれがあるというふうなときに、被害者は裁判所に保護命令の申し立てができるということになっております。これはDVの防止法の中に規定されてございますが、これに該当する方ということでございますので、離婚をしていなくてもこれを申し立てた方が対象にされるということでございます。以上です。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 最後に、気になるのは、ひとり親家庭の医療費助成の対象世帯の推移、教育委員会のほうで聞きますと結構ふえているという話もありますので、そのところはどうかっているのか。簡単なことでふえているのか減っているのかという程度のことで結構です。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再々質疑にお答えさせていただきます。
ひとり親医療費の推移ということでございます。

受給者につきましては、町の単独事業と県の単独事業で25年の実績ですが、282名の対象者となっております。さかのぼりまして24年度につきましては284名、23年度につきましても284名ということで、ふえているというふうな感じではなくて人数的には変動がないという状況です。金額につきましても、助成している金額の県費、町費を合計しました金額につきましては、23年度で845万9,000円、24年度で913万4,000円、25年度で855万5,000円とちょっと増減はあるんですが、減っているというふうな動向ではございません。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第14号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第23 議案第15号 紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第23、議案第15号、紀美野町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 平成25年度の1人当たりの診療費が34万8,616円、県平均が26万7,892円ですから、県の平均をかなり上回っているということで県下第1位の診療費ということになります。被保険者数は平成23年度が3,282人から26年度は3,124人ということで、こちらは逆に減っているということになります。

61歳から74歳までの高齢者の比率は、平成23年度は55.9%でしたが、平成26年度は60.3%とふえ、うち70歳から74歳までが21.4%を占めています。このまま推移すれば、平成27年度は1億6,000万円余りが不足する見込みということで1億4,000万円を一般財源から法定外繰り入れして、残りの不足分を保険税の引き上げで賄うという説明でした。

そういうことで医療分の平等割を1万8,000円から2万円に2,000円の引き上げ、均等割は2万900円を2万2,200円に1,300円の引き上げです。所得割が5.50%を6%に0.5%引き上げます。資産割45%は据え置きますが、課税限度額を51万円から52万円に引き上げます。

さらに、後期高齢者支援分の平等割は5,000円から5,500円、均等割は6,100円を6,600円に、所得割を1.7%から1.9%に引き上げ、資産割9%は据え置

きます。限度額は１６万円を１７万円に引き上げます。

介護分の平等割は５，２００円を５，５００円に引き上げ、均等割は７，１００円から７，５００円に引き上げます。所得割を１．６０％を１．７０％に引き上げ、ここも資産割の９％は据え置きのみで課税限度額が１４万円を１６万円に引き上げます。

保険税の軽減がないモデルケースで、夫４３歳、所得金額が２００万円、妻４１歳、所得金額がゼロ、子供２人の世帯で３２万８，０００円が３５万２，９００円の負担になって月額で２，０１７円の値上げになります。

平成２７年度で保険事業の財源が１億６，０００万円不足するという説明でしたが、その根拠はどういうことなのかをまずお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

（３番 田代哲郎君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

平成２７年度の国保会計の歳入・歳出の不足が約１億６，４００万円程度不足するという理由ということで、今回、国保税の改正をさせていただいたところでございます。

まず、平成２７年度の予算につきましては、もう当初予算のほうで掲載をさせていただいておりますが、簡単に説明をさせていただきます。

国保会計のまず歳出のほうから説明させていただきます。

歳出のほうでは、国保給付費ということで一般被保険者、退職被保険者の支出がございます。一般被保険者では、前年度より９，８００万円増額した１０億４，１１１万円の予算計上させていただいているところでございます。退職分につきましては、４０４万４，０００円前年度より多い８，６３５万４，０００円の増額ということで、この合計につきましては約１億２００万円ほど多い計上となっております。そのほか審査手数料、出産育児一時金等々の経費がございますが、これを含めました保険給付費の合計につきましては、前年度より１億２４０万円の増額の１１億３，４７３万円の増額となっております。そのほか後期高齢者支援金につきましては、前年度と大きく変わることはない約１億６，４３０万円の計上となっております。前期高齢者納付金につきましては、これにつきましても前年度と大きくは変わってございません。老人保健拠出金、これにつきましても大きくは変わってございません。介護納付金、これにつきましては社会保険診療報酬の基金のほうに納付する分でございます。この分につきまし

ては619万7,000円減額した6,773万円の計上となっております。そのほか高額医療費共同事業拠出金、これにつきましては昨年度と大きくは変わってございません。

このほか大きく変わってございますのが保険財政共同安定化事業の拠出金、これにつきましては、本年度、平成27年度より保険財政共同安定化事業の対象が変わりまして、現在では30万円以上のレセプトを対象としてございますが、27年度4月からは全てのレセプトが拡大されるということで金額が大きく変わってきてございます。これにつきましては1億8,966万円の増額となる3億4,126万3,000円の計上となっております。そのほか保険事業等々ございますが、これは前年度と同等額となっております。

以上、計算しますと、前年度より2億8,489万円の増額ということになってございます。これが17億9,369万4,000円ということで国保会計の歳出の金額となっております。

続きまして、歳入でございます。

国庫支出金、これにつきましては保険給付費等の前年度からの推移したことによりまして3,177万1,000円の増額となっております。医療給付等交付金につきましては、マイナスの360万円程度の減額となる9,239万6,000円、前期高齢者交付金、これにつきましては2,330万円程度の増額となる3億9,580万7,000円となっております。県支出金につきましても、前年度からの推移によりまして2,076万1,000円の増額の1億534万1,000円となっております。それと保険財政共同安定化事業交付金、これにつきましては、先ほど説明しましたとおり、レセプトの対象が大きく広がったということでこの金額が大きく増額となっております。これにつきましては1億8,900万円近く増額の3億4,126万3,000円となっております。この支出金の去年度比較によりまして1億6,429万6,000円の金額が減となっているものでございます。これにつきましては法定外の一般会計の繰入金ということで1億4,400万円程度の繰り入れを行ってございます。その残りにつきましては1,768万9,000円の額が足りないということで、今回の税の改正の中でこの分を充当するために税を上げさせていただいているというのが状況となっております。以上、説明とさせていただきます。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） ちょっと専門的なことになりますが、平成27年度から保険財政共同安定化事業の一元化というのが始まります。それは1件30万円以上80万円未満の医療費レセプト数で今まで交付しましたが、1件1円以上80万円未満の全ての医療費が国保連の基金課が交付対象になります。そのため平成26年度当初予算では1億5,160万3,000円の計上だった保険事業共同安定化事業交付金が平成27年度当初予算では3億4,126万3,000円の計上となっております。この分で大きく交付金がふえています。先日の諮問案で質問するんですが、歳出の部分で保険事業共同安定化事業拠出金という部分があります。それを保険事業共同安定化事業交付金と拠出金の関係というのは、各保険者が拠出金を出して皆基金にプールしておくわけですね。それで給付費の高い保険者に対してそこから交付していくという制度のもので、保険財政が破綻しないようにということで、各市町村からのいわゆる昔の言葉で言う頼母子みたいなもので共同で財政を安定化させていくと。

これは歳出の部分で今の説明にもありましたように、保険事業共同安定化事業拠出金に歳入の交付金と同額が計上されているということ。それから、これは平成25年度決算実績では、1億6,253万7,000円の交付額に対して拠出額は1億3,886万9,000円の拠出額になっています。だから、拠出額のほうが少ないというのがこの交付金のシステムになっているわけです。医療給付が高いから交付される交付金だから、交付額と拠出額が同額というのは説明がつかないというふうに私は考えます。それでは何のための交付金かわからないということがあります。

交付金や拠出金は、医療費実績が50%、被保険者割が50%で計算されます。県のほうでそれぞれのいわゆる保険者の担当者から聞き取った平成23年度実績をもとにした平成27年度の交付金のシミュレーション、これも多分担当課のほうでお持ちだと思うんですけど、3億3,052万2,092円の交付額に対して3億567万4,525円の拠出額で、その差引額2億2,484万7,567円となっています。だから、拠出額に対して交付額のほうがこれだけ上回るよということで県のシミュレーションでは出ています。

それから、法定外繰り入れについては、平成25年度の決算実績で法定外繰り入れが8,299万9,000円に減額されている経緯があります。平成27年度当初予算の法定外繰り入れ額は、先ほど説明があったように1億4,449万1,000円、その1億4,

０００万円も減額補正される可能性はなしとは言えませんし、可能性のほうが２５年度の実績から見れば高いんじゃないかと見ています。

平成２５年度決算での保険給付費１０億５，５６０万２，０００円、平成２６年度決算見込額は１１億３，６５５万８，０００円と聞いています。１億円ふえたけれども、法定外繰り入れが２７年度予算にはそれほどふやさずに済んでいるという状況もあります。この状態で財政調整基金費も一応見込みですけど、２，３５３万２，０００円を計上されて、それだけ積み立てることができるということになっています。

国保の財政の仕組みは、保険給付がふえれば国庫支出や県支出がふえる仕組みになっているので、そういうことに対応できる、いわゆる財政難にもある程度対応できるような仕組み、不十分ではありますが、国の負担率とかは。でも給付が上がれば、国・県の国庫支出や県支出金はふえる仕組みになっています。これが第１点。

ですから、そうしたことを勘案すれば、１億４，０００万円余りの一般財源からの法定外繰り入れがあれば健康保険税の引き上げはしなくても何とかやっていけるのではないかというのが第１点です。

それから、国は、低所得者対策の強化のためということで保険料の軽減対象となる低所得者数に応じた自治体の財政支援を拡充するとして、国が２、県１、市町村１の比率で平成２７年度予算に１，６６４億円を計上する予定です。まだ予算は可決はされていませんが、一応そういうことで。和歌山県の試算では７億円程度と、これは確かかどうか知りませんが、県としては７億円程度かなという話を聞いています。これが予算化されるとして町としてはどの程度の計上が可能になると思われるのか、その辺のことについてもお願いいたします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

給付費が上がれば県・国からの補助関係がふえてくるということで、１億４，０００万円の繰り入れをすれば税の値上げをしなくてもいいんじゃないかという御質疑でございます。

これにつきましては、先ほど平成２７年度の決算見込額ということで、詳しくは当初予算のほうに特会の金額を全て載せております。一昨年、去年等の医療費の推移、また県・国の補助金の推移を見た中での予算を編成しているところでございます。今回１億４，４４９万１，０００円の法定外繰り入れをしていますが、それでもなおかつ１，

760万円程度の金額がバランスとれないということで今回させていただいておるものでございます。補助金もちろんふえているということで、増額をした中でのまだ赤字が出ているということで御理解をいただきたいと思います。

それと、一応1,664億円の低所得者への対策ということでございます。

今回、税を上げました理由につきましては、紀美野町の医療費の1人当たりの金額につきましては30市町村ある中でトップである。そしてまた、一般会計からの法定外繰り入れにつきましても、県が30市町村の中でトップであるという非常に厳しい状況の中、国保会計を運営しているわけですが、低所得者に対しましては、国のほうからこういう形で町のほうに支援していただくということは重々わかるんですが、先ほど申しました状況の中、できるだけ特定財源を上昇させることのないように被保険者の皆様へ応分の御負担をお願いしてまいりたいという考えの中で今回の改正をお願いしているところでございます。

それと、先ほど言いました1,664億円の国からの交付金ということでございますが、どのぐらい見込めるのかということでございます。事業的にどういう形で動きが出てくるのかというところがまだ全く示されてございません。町としてもどういうところへおりてくるかというのは全くわかりませんので、そういう通達が来た時点でまた内容を検討してまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 不足するというのはよくわかるんですが、ちょっと解せないのは、保険事業共同安定化事業交付金と拠出金がなぜ同額になるのか、これは予算審議でありませんので予算の話をしているんではありませんが、これは不合理ではないかというふうに1つ思います。というのは、県のシミュレーションは、これは23年度実績をもとにして交付額はこうなるよということで出したもので、それが必ずしも正しいとは言いませんが、この中でも2,000万円ほどのいわゆる交付金のほうが高いという交付金超過になっていますので、それは保険財政共同安定化事業の趣旨から言っても交付金と同額の拠出金というのはちょっと理解できないと思うんです。だから、県のほうでもそういうシミュレーションをしているんだと思うんですが、1つは、これがなぜなのかという、ここだけでもいわゆる拠出金額を県のシミュレーションみたいにいつでも2,000万円ほどの開きはあるわけですから、それだけでもやればちゃんときちっと計上すれば1億4,000万円もの法定外繰り入れがあれば保険税を引き上げなくて

もやっていけるという単純計算になるわけです。

実はシミュレーションによりますと、総所得金額が200万円の夫婦と子供2人の世帯で35万2,900円の保険税がかかるということになっています。恐らく総所得金額200万円ということであれば世帯の年間収入300万円台であろうというふうに思うんですが、それで1割ぐらいが健康保険税を納めなければならないということになるのではないかと思います。

この町の被保険者の状況というのは、非常に低所得者が多くて7割軽減されている世帯が31.4%あります。5割軽減世帯は14.61%、2割軽減世帯が14.3%ということになっていまして、軽減世帯で60%を超えるという状況で、だから6割の世帯が軽減を受けなければならないような低所得の被保険者ということになりますので、保険税等と保険財政窮迫のいわゆる保険税が上がると納められなくなって余計に窮迫な悪循環から抜け出せなくなる可能性があるということで、そういう保険税の引き上げは、先ほど示したような交付金との関係もあって保険税の引き上げだけはやめるべきではないかと思うんですが、その辺についてどのようにお考えなのか、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） まず、保険財政共同安定化事業の入りと出が同額になっているということでございます。

市町村の国保事業につきましては、既に約4割が都道府県単位の共同事業として運営されてございます。医療費の負担の多い市町村の負担軽減が図られているところでございます。国保財政共同安定化事業につきましては、現在、今1件30万円以上80万円未満の医療費が対象となっているものでございますけども、先ほど説明させていただきましたとおり、来年度、27年度から全ての医療に拡大されるということでございます。

田代議員御指摘の交付金と拠出金の関係でございますけども、議員のおっしゃる通り、紀美野町は、医療費が大変多いため交付金額が拠出金額を上回っているという状況でございます。しかし、県下30市町村のうち拠出金額が交付金を上回っている市町は半数近くございまして、平成27年度におきましても紀美野町は交付金額が拠出金額を上回るものと考えてございます。

過大な収入の計上はリスクを伴うということで、拡大される当初年度でもあり、均衡調整をしているなど、見込みがたいところもございまして交付金額と拠出金額を予算上では同額としたところでございます。平成27年度の医療の状況等で交付金や拠出金

の見込額が算出できる実態になりましたら補正等で対応してまいりたいと考えてございます。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 2時38分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時39分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 1つの数値として、国保保険料の1人当たりの調定額というのがございまして、平成25年度につきましては、県下30市町村中、紀美野町につきましては23位、金額につきましては7万8,186円ということで上がってきてございます。今回の例の改正によりまして、この順位につきましては、想定では23位が22位に上がるということで1つだけ順位が上がるというふうな状況であります。

田代議員が御指摘の軽減世帯が6割になっているということでございますが、税の県下状況を見ましても非常に経費が要っているのに税の収入というところを見れば下から8位か9位になっているということでございますので、今回の税の改正についても御理解を賜りたいと思います。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

13番、美濃良和君。

（13番 美濃良和君 登壇）

○13番（美濃良和君） 先ほどから田代議員のほうで質疑をされておりましたけれども、この拋出金と交付金の差ですね。県の資料では3,000万円ほど多いんでしょう。だから、それが何でうちはそうはならないのか、その辺のところは納得できないし、何にしても今、町民の間で私どももアンケートをとったんですけども、圧倒的に税の問題が困っていると、こういうふうになっています。これはうちのアンケートは全町民の人から答えをもらっていませんけど、恐らくそれが割合でいうたらそういうふうになってくると思うんですね。

今、一番悪いのは国ですよ。町長が悪いんじゃないですけども、国のほうがいろんな

形でこの国保会計の補助金も2年間だけというふうに言っておきながらずっと減額してきている問題やいろいろと問題がある中で、今、私たちが苦勞しなきゃならんと。何も町長とけんかせんなんこともないし、同じ町民の福祉のために頑張れる関係であると思うんですけども、しかし、こういうふうなところの中で町民の皆さん方の暮らし向きを考えて、国がそういうふうなことをするんだったら、町としてどれだけそれを防波堤となって守っていくかということが大事な問題であるかと思います。そういうふうな観点から見ていった場合、この3,000万円というのはどうしても納得がいかないわけなので、もう一度お答え願いたいと思います。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君) 住民課長、増谷君。

(住民課長 増谷守哉君 登壇)

○住民課長 (増谷守哉君) 美濃議員の御質疑にお答えさせていただきます。

国保財政共同安定化事業の拠出金につきまして、私どもで計上させていただいておる27年度の予算につきましては3億4,100万円ということで上げさせていただいております。これが少し小さいのではないかとということでございます。

県のほうも算出した金額でございます。ただ、先ほども田代議員の質疑にお答えさせていただいたんですが、ある程度の見込みというんですか、金額を小さく見積もったような形ですることによって歳入、歳出のバランスが非常にとれなくなってくるというんですか、精算のときに医療費の高騰というのが非常に顕著に今出ている状況でございます。できるだけ安定側ということで金額につきましては予算上3億4,100万円の金額にさせていただいているというのが現状でございます。

それと、先ほどもこれをしなければ税を上げる必要はないのではないかということでございますが、昨年度、ことしにつきましては、一般、特定、法定外の繰入金につきましては、平成25年度においては8,200万円程度の金額でございました。それが倍近く、1億4,400万円の金額に高騰しているという状況の中、今後もこれが非常に金額を繰り入れなければバランスがとれないという想定をしております。

今回、税の改正をさせていただきまして、今後の安定した維持をしていくために税の改正ということでさせていただいているところでございますので、その点を十分御理解いただきたいと思います。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 先ほど補正の話が出ておりましたけれども、補正はあるんですよね。今、課長がそんなふうに言われましたけれども、じゃあ実態の中で違ってした場合にどうなるのか、補正でもって途中で税の減額とかそんなことできるのかどうか、そういうふうなことも考えて、要は町民の皆さん方の暮らし向きを我々は考えなきゃならんわけでしょう。社会保険や共済の保険の方々ではわからない問題ですけども、国民健康保険税の皆さん方の実態等を考えてどうするのかと、そこに我々は頭に入れて物事をどうしていくのかということを考えなきゃならんわけでしょう。その辺ではどうなんですか。単に数字の上だけで、ああ余ったよ、それじゃ基金入れましょうかと、そんなことではならんと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 美濃議員の再質疑にお答えいたします。

国保会計の過去からの推移、そしてまた今後も続けていかなければならないという大きな使命を受けてございます。議員も御承知のとおり、国保財政におきましては、平成20年、19年ごろには2億四、五千万という基金がございました。そのときにも議員からも、そんな基金があるんやから国保料を下げたらどうなんという御質疑もいただきました。その当時の答弁としては、今後も安定的に運営をしていかなければならないということの中で、これで御理解いただきたいということでその後に至っているわけですが、その後やはり医療費が高騰していく中で、一般会計法定外繰り入れもしながら、なおかつ基金を取り崩しながら現在までやってきているというのが実態でございます。その基金も皆無になってきているというのが現在の状況でありますので、一般会計の法定外繰り入れを1億4,000万円考えておりまして、それを今後減らしていくとかということは考えてはなくて、その範囲内で今後も安定的に国保財政を運営していかなければならないということの中で、今年度改正して、アップになるんですが、それを皆さんにお願いしたいということをお願いしているということでございます。

なおかつ住民課長が申し上げておりますが、県下の状況におきましても、紀美野町とすれば町からの補填繰り入れは断トツに高いということがあって、それが高いから下げていくとかということは全然申しておりません。それを維持しながら、なおかつ安定的に財政を運営していくと。その中で、今回、被保険者の方をお願いしたいということで提案させていただいておりますので、どうか御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（小椋孝一君） 13番、美濃良和君。

○13番（美濃良和君） 御理解と言うても、我々は御理解という、ここだけの問題じゃないわけですね。要は紀美野町民の方々が入っているこの国保の被保険者の方々がどういうふうな暮らし向き、また、それが実態的にいろんなところへ波及していく、景気のそれにも反映するわけですね。そういう点で国保税というのは本当に大きいんです、意味合いが。所得税とかそんなんは経費とか控除とかそんな部分で考えられますけれども、国保税については、これだけ集めなきゃならんと、保険税の総額があって、それをどういうふうに割り振りするかという、それでできるだけ今言う法定外何やらということによって下げる努力してきているわけですが、だから、これだけという点で見たら、非常に税ということについて実感的にはこの国保税が非常に大きいわけですね、被保険者の圧倒的町民の方々の。ですから、どれだけそれを下げていくんかと、努力されていますよ。法定外、本当にここまでやってるとするのは私は努力されているし、ここまでしなきゃならんようにしてしまったのは今の内閣だと思うんですけども、その中であると思うんですけど、しかし、もう少し本当に町民の皆さん方の暮らしの必要を考えてやっていけないのかどうか。

先ほどから課長の答弁ありましたけれども、一応こういうふうに拠出金と交付金の関係はこうなんだよと、実態はこういうふうに想定しているんですよということであるんですよ。だから、想定していったけども、実際にこういうふうなことになったと、もし3,000万円の拠出金よりも交付額が3,000万円多かったらどうなるんかと、その辺については、今、副町長が法定外減らしませんよということですが、それが税のほうに反映できるんだとか、それはどうであるんか、もう一度聞きたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 副町長、小川君。

○副町長（小川裕康君） 美濃議員の再々質疑にお答えをいたします。

先ほど担当課長も予算計上の折には交付金、そしてまた拠出金は同額で、そしてその上で予算を組んでいるということを申し上げました。そのとおりでございまして、しかしながら、その額というのはあくまでも予算でございしますので、年度途中で変わっていくことがあることは、きっとそうなるのかなと思っております。

そうしたときにどうするんだということの話になりますが、仮に交付金が拠出金を上回っているというような形になったときに、じゃあその分をどうするんだということの

中で、それはその単年度で言えば、それがプラスとして残るかわかりませんが、しかしながら、後年度を考えたときに、そういったものはやはり基金も皆無になっているような状況の中では、基金という形でもって今後の財政運営に基金として残していくということを考えております。でなければ単年単年で考えていったときに単年で高騰することもあるかもわかりません。そういったときに対応するためのものということで我々は考えていておりますので、以上、再々質疑に対する御答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第15号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

3番、田代哲郎君。

（3番 田代哲郎君 登壇）

○3番（田代哲郎君） 反対討論を行います。

お金がなくて病院にかかることができず命を失う悲劇がいまだに後を絶ちません。保険証1枚で誰もがどこでも医療を受けることができるという国民皆保険の仕組みが全国的に機能不全に陥っている現実があります。国民健康保険は、国民皆保険の最後のとりでです。お金のない人を医療から排除することだけはあってはならないと思います。

最大の要因は、保険税の高騰だと言われます。今回の条例改定でも総所得金額200万円の4人家族で年35万円の過酷な負担になります。滞納世帯の預貯金など資産差し押さえは全国的に増加する一方です。

言うまでもなく、こうした高すぎる国保税の第一の要因は、歴代政府による国庫負担の削減です。1980年の国保法改定でそれまで医療費の45%だった国庫負担を38.5%に削減したことを皮切りに、自民党政権は国保に対する国の責任を次々に後退させてきました。その結果、1980年度、昭和55年度には57.5%あった総収入に占める国庫支出金の割合が、2012年度、平成24年度には22.8%にまで減っています。紀美野町の国保でも平成25年度決算での国庫支出金は、歳入全体の23.79%にすぎません。

もう1つ高過ぎる国保税を引き起こす大きな要因は、加入者の貧困化です。加入者全

体が低所得であればあるほど個人が負担する保険税は率、額ともに高くなるのが保険の原理です。住民と自治体に負担と犠牲を押しつけ、国保を危機的な状況に追い込んでいる国の責任放棄は、これ以上許されるものではありません。

紀美野町は、国保税の引き上げを避けるために一般財源から法定外繰り入れを毎年行ってきました。来年度の当初予算でも1億4,049万1,000円の繰り入れが計上されています。こうした努力の積み重ねは高い評価に値すると思います。しかしながら、歳入に占める国保税の構成比が平成25年度決算でも15.65%しかないことや7割軽減、減免の世帯が31.49%もあることなどが示すように、この町の被保険者の生活力は非常に脆弱です。国保税を引き上げればますます困窮する人がふえる可能性があります。普通の生活をしている人にとっては少額でも収入の少ない人にとっては耐えがたい負担になります。したがって、今回の国民健康保険税条例の一部改正に賛成することはできません。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

13番、美濃良和君。

(13番 美濃良和君 登壇)

○13番(美濃良和君) 私は反対の立場から討論を行いたいと思います。

先ほど田代議員の反対討論にもありましたように、町としては相当な努力をしてきていることについては大いに私たちもそれを評価するものであります。大体ここまで追いついてきているのは、やっぱり国の施策というのが大きく影響してきている。ですから、国民の暮らしを守るということで今の国のやっていることは、大きな企業には法人税減税や、そういうまた開発減税等々があったりして、その方向にありますけれども、国民向けについては、さきのとおりにどんどんと補助金の率を下げている。そういうことによって最後の防波堤としての町のすべきこととして、紀美野町政というのはそういう面で大いに努力をされてきているということは評価するわけであります。

しかしながら、今、町の財政は、町民の暮らし向きというのは大変な状況になってきています。それは町の税を見てもだんだん減ってきている。そういう面で町民の暮らしが大変なことになっているからそうってきているわけでございまして、そういう

ことから考えても、町民の皆さん方の暮らしをどう支えるのか、そしてこの町をまた発展的にしていく意味でも、景気を上げていく意味でもこの保険税がどうなるかということが非常に大きいというふうに思います。

先ほどからの質疑を行っている中で、要するに拠出金と交付金の額ですね、この3,000万円があつてしかるべきじゃないかと。しかし、この想定を現在にはしていないと。していないならば、この27年度中にそういうふうになった場合にはどうするんかということについて、先ほど副町長の答弁で見ましたら、それはそれで今後基金等について次年度以降のことも考えてやっていくと。これは予算を見る上でもおかしいと思うんですね。予算というのは単年度主義で、予算原則の中の会計年度独立の原則というものもあつて、この中で必携にはこう書いていますね。会計年度を定め、年度と年度の区分けをして相互に収支が混同しないよう各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならない。これは法律208条に定めていると。このように会計年度を設け収支で統制することを会計年度独立の原則というのと、例えば本年度の歳出に翌年度の歳入を充てたり、また本年度の歳入を過去の年度の歳出の財源に充当したりして年度区分を混同すると、財政そのものの計画を無駄にしまうと。これは過去のものも未来のものも同じであると思います。

そういう点で考えてですね、今、この27年度が始まっていこうとするんですけども、そういう中でまた内容的に変わってくるならば、それはどのように町民に還元していくのかというふうに、もちろんそれは法定外繰り入れをこのままとした場合ですよ、前提としておりますけれども、そういうふうに考えていかなければならないんじゃないでしょうか。

基金に積み立てるというのは、それはまた別の法律なり、またそれに基づく条例のものでありますけれども、やはり今、町民の暮らし向きをどう考えるかというふうに考えていった場合、予算の原則からいっても私はおかしいというふうに思います。

そして、町民の暮らしを考え、そして、そのことが先ほども言つてるように景気に結びつくとしたら、町としても大変厳しい中でありますけれども、そのほうに向けていくことのほうが発展的、またそれによって町民税にも反映してくるというふうに考えます。そういうことからこの国民健康保険税の条例に対して私は反対いたします。

(13番 美濃良和君 降壇)

○議長 (小椋孝一君)

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(小椋孝一君) 起立多数です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休 憩

(午後 3時05分)

再 開

○議長(小椋孝一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時22分)

◎日程第24 議案第16号 紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(小椋孝一君) 日程第24、議案第16号、紀美野町介護保険条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3番、田代哲郎君。

(3番 田代哲郎君 登壇)

○3番(田代哲郎君) 介護保険条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

介護保険の財源というのは、国が給付費の25%を持つことになっています。残り県と市町村それぞれ12.5%ずつ、これでいわゆる国、県、市町村の公的負担で介護保険給付費の50%を賄う制度です。残りの50%を65歳以上の第1号被保険者と言います。それから第2号被保険者というのは、各種医療保険や国保に加入している40歳から64歳までの被保険者の保険料で負担します。

平成27年度から第2号被保険者、いわゆる40歳から64歳までの負担率が従来29%であったのが28%に下がりました。そのかわりに1号被保険者の負担率が21%

から22%に引き上げられました。ということでその負担率が変わってきて1号被保険者の負担がふえています。

今回の介護保険料改正で負担の段階区分を今まで6段階あったのを11段階に細分化しました。第1段階の人は3万5,400円だったのを4万1,160円に5,760円の負担増です。これは年間です。第2段階が同じく3万5,400円を6万1,740円、ここはプラス2万6,340円の負担増になります。第3段階5万3,100円を6万1,740円で、ここは8,640円の負担増です。第4段階7万800円を7万4,088円で、ここは3,288円の負担増になります。ここまでがいわゆる介護保険料の減免で、第5段階というのが基準額になります。これが7万9,300円だったのが8万2,320円、3,020円の負担増になります。あと第6段階が8万8,500円を9万8,784円、1万284円の値上げになります。その上に第7段階10万7,016円、第8段階12万3,480円、第9段階が13万9,944円、第10段階で14万8,176円、第11段階が15万6,408円ということで、いわゆる所得の多い人がかなりの負担増ということになります。

お伺いしたいのは、第2段階、世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超え120万円以下となっている人で、基準額に対する軽減率が25%の人なのですが、ここが2万6,340円と最も値上がりするんですが、これがちょっとわからないので前もって聞いときゃよかったんですけど、その理由をちょっと説明してください。

後は第1段階、第2段階、第3段階、第4段階、減免を受けている人それぞれの被保険者全体に占める比率はそれぞれ何%か、第1段階から第4段階までの合計の比率は被保険者全体の何%なのか、その点についてお願いします。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長(宮阪 学君) 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

まず、議長の許可を得て、本日、きみの長寿プランというものをお配りさせていただいております。ここの50ページにつきましては、段階別の割合でございます。それから51ページにつきましては、段階別の加入者数の推計でございます。それから52ページにつきましては、保険料の推計をいたしたものでございます。参考をお願いしたい

と思います。

第２段階のアップが一番大きいというふうな御質疑だったと思うんですが、きみの長寿プランの５０ページをお開きください。第２段階の掛け率は０．７５、７５％でございます。第３段階も同じく０．７５ということで７５％でございます。それで、ここが同じ掛け率になっているのは、今後、保険料の減免制度がございます。今、国会で予算がまだ通過してございませんので本議会へもまだ上程してございません。

５３ページをお開きください。第４節の介護保険料の減免制度についてということで、第１段階、第２段階、第３段階の方に対して減免制度がございます。本年４月からは一応予定しているのが第１段階で０．５から０．４５、４５％でございます。さらに平成２９年４月からは０．３ということで、いわゆる７割軽減が行われて３割のみになります。第２段階、第３段階につきましては、そこに記載のとおり、この４月からは減免制度はございません。平成２９年４月から第２段階については半分の０．５の５０％、それから第３段階につきましては、０．７の３割が軽減されるということでございます。この割合がわかってくるために、５０ページへお戻りください。第２段階、第３段階の掛け率が０．７５ということで同じ割合になってございます。

それから、議員御質疑の第４段階までの比率でございます。第１段階につきましては、次のページにもありますが、１，１５４名、全体で２７．８％、それから第２段階につきましては、４５６名で１１．０％、それから第３段階で３８１名で９．２％、それから第４段階で５７４名で１３．８％になります。１段階から第４段階までプラスしてみますと２，５６５名でございます。全体の比率で申しますと６１．９％の割合になります。以上、答弁を終わります。

（保健福祉課長 宮阪 学君 降壇）

○議長（小椋孝一君） ３番、田代哲郎君。

○３番（田代哲郎君） ３月７日の朝日新聞のデジタル版ですが、４月に改定される介護保険料の見込額について、政令指定市と県庁所在市、東京２３区の７４自治体にアンケートをしたところ、３割の自治体で基準額が月６，０００円を超すということがわかったという記事が載っています。最高額は大阪市の６，７５８円、月額です。５００円以上の値上げになる自治体は約６割に達しているということです。７１自治体のうち今のところ介護保険料が６，０００円を超す自治体はないということです。４月からはそういう状態になると。４月の改定で大阪市のほか和歌山市が６，６００円、青森市が

6,394円、東京都港区が6,245円、津市が6,200円、那覇市が6,150円など、21自治体約30%で6,000円台になると、据え置きや減額となるのは3自治体のみということです。現在と比べて500円以上月額で上がる自治体は45で、大津市1,000円、東京都港区が995円、横浜市990円、約1,000円の大幅値上げとなる自治体もあったという記事が出ていました。紀美野町の基準月額は、これで計算すると6,860円はこうした自治体よりも上回っているということになり、高い自治体です。

先々で減免があるということですが、第5段階、いわゆる基準値、住民税世帯課税で本人が非課税、課税年金収入額と合計所得金額を合わせて80万円を超える人で月額6,860円の保険料はかなり厳しいと思います。これで先ほど冒頭にも申しましたとおり、介護保険の保険料というのは、仕組みとして給付がふえれば保険料も上がるという仕組みになっていますので、それはわかるんですが、この引き上げで先ほどから国保のところでも申しましたとおり、特に高齢者の所得水準というのは非常に低いので引き上げたことで滞納者がふえる心配はないのか、その辺はどう考えておられるのか、お願いします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 3時35分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時36分）

○議長（小椋孝一君） 税務課長、西岡君。

○税務課長（西岡秀育君） 田代議員の御質疑にお答えいたします。

滞納者がふえるんじゃないかという御質疑でしたが、介護保険第1号につきましては、特別徴収の方がほとんどでございますので滞納者がふえるというのは考えづらい、また、徴収は私ども税務課の義務と思っていますので徴収もがんばりたいと思っております。以上です。

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） 特別徴収がほとんどですから滞納のしようがないという、

あと残された年金で非常に苦しい思いをする人は大変だということにはなると思います。そういうふうに強制的に徴収するというシステムそのものにも問題があると思うんですが、年金をたくさんもらっている人はそれはそれで問題はないんでしょうけど、かなり生活に影響すると思います。

それで厚生労働省は、自治体が行っている保険料の減免に対し、保険料の全額免除をすること、それから収入のみに着目した一律の減免はやらないこと、そして保険料減免分に対する一般財源の繰り入れを不適切とするという、これが介護保険の保険料3原則なんですが、ずっと前の話なんですが、2002年のことで、我が党の井上美代参議院議員が、この問題について、3原則は助言にすぎず、自治体がそれに従うべき義務がないことを大臣に明言させた議事録があります。2002年3月19日、参議院厚生労働委員会の議事録からの抜粋ですが、井上議員が「自治事務である介護保険料の減免制度に対する国の3つの原則は、地方自治法上国の関与の仕組みの中で何に当たるのか」ということで質問したところ、堤という政府参考人は、「地方自治法第245条第1号のイに規定する助言、あるいは勧告に当たる」という答弁になっています。

井上議員は、「助言もしくは勧告の場合、自治体はそれに従う義務があるのか」という質問に対して、堤参考人は、「法律上の義務というものはないというふうに解釈している」、井上議員は、「減免制度の実施など自治体が福祉の増進のために頑張るということは自治法にも明記されている。厚生労働省が指導している3つの原則は、自治体を圧迫しているし、いろいろな矛盾を引き起こしている。3つの原則は撤廃すべきではないと思うが、どういうふうに思うか」ということで、ここで当時の坂口厚生労働大臣が答弁に立ちまして、「自治体の中で3つの原則を乗り越えてやるということは100幾つもあるわけで、それでもなおかつ3つの原則を乗り越えてやるなというのを、それは私たちの言うことからみ出しているから、それは絶対だめだと、やめろということまでは言っていない。3原則を超えてやることを私たちは奨励してはいないが、皆さん方、自治体の主体性を尊重している」、そういう答弁になっています。

数がはっきりわからないんですが、全国社会保障推進協議会という団体の厚生労働省とのレクチャーの中で、全国で12の自治体が一般財源からの繰り入れを行っているというふうに認識しているということになっていまして、ただ、この12というのが、いわゆる正確な数字かどうかは確認していないのでわかりませんが、全国では幾つかの自治体が一般財源からの繰り入れを行っているということは事実だと思います。

保険給付の５０％を１号、２号の被保険者で賄う制度自体には無理があると私は考えます。だから、介護保険事業への一般財源からの繰り入れを検討する時期にも来ているのではないかと、これほど上がってくるということも考えるので、その件に関してはどのようにお考えなのか、お聞かせください。以上です。

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の再々質疑でございます。

減免３原則というのが厚生労働省からお示しされているのは確かなことでございます。１として、保険料の全額免除、それから２として、収入のみに着目した一律減免、それから３として、保険料免除に対する一般財源の投入は適当でないため、引き続きこのいわゆる３原則の遵守に関し、各保険者において適正に対処するよう努められたいというふうな形で全国介護保険担当課長会議資料の中にも記載されてございます。

一般財源からの繰り入れということでございますが、介護保険法１２４条で市町村は一般会計から１２．５％と規定されてございます。厚生労働省の見解では禁じる法令はない。それから１２．５％は一般会計から負担してください。それから保険料は特別会計でやってください。その間を特に融通するようなことは法律では予定していない。したがって、禁じる規定はない以上、罰則、制裁はない。自治体においては、一般会計繰り入れが常態化すると一般会計の財政を圧迫します。他の福祉施策にも支障を来す可能性が出ることは十分御認識くださいとの見解であったことを伺っております。

当町といたしましても、田代議員の言われるとおり、５０％の税金を６０、７０になれば介護保険料も低く抑えられることは確かに承知してございます。ただ、他の福祉行政にもやはり影響を来すことがないようにということで国の指導のとおり考えてございますので御理解賜りたいと思います。以上、お答えといたします。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第１６号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番 田代哲郎君 登壇）

○３番（田代哲郎君） ６５歳以上の人の第１号介護保険料は、既に今の基準別枠

で6,608円となっており、高齢者の負担の限界を超えています。ところが2015年度から2017年度の第6期介護保険事業計画に基づき介護給付費の伸びなどを理由に介護保険料の引き上げが示されています。介護保険の財源は、国が給付費の25%、県と市町村がそれぞれ12.5%、国、県、市町村の公的負担で給付費の50%を賄い、残り50%を65歳以上の第1号被保険者と40から64歳の第2号被保険者の保険料で負担することになっており、しかも平成27年度からは第2号被保険者の負担率が29から28%に下がり、1号被保険者の負担率が21から22%に上がりました。そうでなくても減額され続けている年金額と消費税増税は高齢者の生活を大きく圧迫しています。

さらに介護保険は、制度改定により要支援者のホームヘルプやデイサービスの猶予期間があっても保険外しが進むことになるし、一定の所得者の2割負担化も検討されています。特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定するなどの負担増とサービス切り捨ての改悪もこれから行われると思われます。現に特別養護老人ホーム等への介護報酬も大幅に削られていますし、デイサービスなどへの介護報酬も削られることになっています。

このような中で介護保険料を引き上げることを認めるわけにはいきませんし、給付費増加については、国に負担を求め、さらに町としても一般財源を投入してでも介護保険料引き上げを中止すべきだと考えます。

既に消費税は8%に上がり、高齢者の生活を圧迫していますし、高齢化率が高く所得の低い被保険者の多い紀美野町での介護保険料が国保税と一緒に上がれば困窮して払えない人たちがふえるとも考えます。また、4月からは物価のマクロスライドによる年金額の実質引き下げも強行されようとしており、これ以上の負担増はかえって逆の結果を招くと思われ、介護保険料の引き上げには賛成することはできません。以上です。

(3番 田代哲郎君 降壇)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第 16 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（小椋孝一君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第 25 議案第 17 号 紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第 25、議案第 17 号、紀美野町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

3 番、田代哲郎君。

(3 番 田代哲郎君 登壇)

○3 番（田代哲郎君） 1 点だけです。

サービスに訪問看護が加わるということでその条例の一部を改正するということがありますが、具体的に指定地域密着型サービスの事業所で訪問看護を展開している事業所というのは町内に幾つありますか。

(3 番 田代哲郎君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 保健福祉課長、宮阪君。

(保健福祉課長 宮阪 学君 登壇)

○保健福祉課長（宮阪 学君） 田代議員の御質疑にお答えしたいと思います。

地域密着型サービスでございます。いわゆる紀美野町では、モモ、それから美里園のグループホーム、それから福祉センターの前にあるラフェスタ紀美野のグループホーム、この 3 つが小規模でございます。

ここで訪問看護をやっているかという御質疑でございますが、特に聞いてございません。以上、お答えいたします。

(保健福祉課長 宮阪 学君 降壇)

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（小椋孝一君）　　これで質疑を終わります。

これから議案第１７号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　これで討論を終わります。

これから議案第１７号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君）　　異議なしと認めます。

したがって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第２６　議案第１８号　紀美野廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君）　　日程第２６、議案第１８号、紀美野廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

３番、田代哲郎君。

（３番　田代哲郎君　登壇）

○３番（田代哲郎君）　　別表第２の第１４条関係、４５ページ、４６ページですけれども、ここにごみ袋の価格等が掲示されていますが、指定ごみ袋の形とかは従来のものとどう違うのか、お願いします。

（３番　田代哲郎君　降壇）

○議長（小椋孝一君）　　住民課長、増谷君。

（住民課長　増谷守哉君　登壇）

○住民課長（増谷守哉君）　　田代議員の御質疑にお答えさせていただきます。

今度の条例の改正によるごみ袋の形はどういうふうになるのかということでございます。

現在使用しております台所ごみにも大・小という形、２種類の袋がございます。大きさについては、現在使っている大きい袋のサイズ、それから小さい袋のサイズは大きく

変わることはございません。現状の形となっております。ただ、色につきましては、ちょっとまだどういうふうな色にしていくかということで確定はしてございません。

それと、以前の議会で袋が非常に高齢者等にとってはくりにくいという御意見いただきました。今回くる袋につきましては、くりにやすいような工夫をさせていただいて、今、紀の川市でもされているような形になるんですが、袋の口を4つの状況に仕切れるようなミシン目を入れさせていただきます。それで向かい合わせのところをくっていただくというふうな形になりますんで、今までよりは幾分かくりにやすくなったなということで改正をするということで今予定をしているところです。以上です。

(住民課長 増谷守哉君 降壇)

○議長（小椋孝一君） 3番、田代哲郎君。

○3番（田代哲郎君） もう1回質疑させてください。

今の別表第2、第14条関係での指定袋の種類なんですけど、その表示が燃やすごみというのを燃やせるごみに、それから不燃ごみは燃えないごみというふうに高齢者にもわかりやすく内容表示に改める考えはないのかどうか。

それから、第12条の3で、犬、猫などの死体をみずから処理することが困難なときというのがあるんですが、これはどんな場合を指すのか、お願いします。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 田代議員の再質疑にお答えさせていただきます。

袋の名前なんですけど、燃やすごみ専用袋ということで、それと、その他不燃ごみ専用袋ということで名前を現在考えております。

燃やせる袋ということでやってはどうか、それから不燃ごみについてはまた違う名前にしてはどうかということでございますが、近隣の市町村のつけている名前も参考にしながらこういう形にさせていただいているところでございます。つけ方にはいろいろな方法もあろうかと思いますが、こういう形でまずは名前をつけていきたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、第12条の3で、犬、猫等の死体をみずから処理することが困難というのはどういうときかということでございます。

犬、猫のペットを飼われている方で、やはり高齢者の方や小さな子供たちにおきましては家族同然だということで、県内にもいろいろ動物を焼却というんですか、埋葬するための焼却するような施設がございます。そういうところまで持っていくのが困難とい

うんですか、できないという方は、処理について非常に困るということでございます。
犬、猫につきましても、法的には廃棄物ということで位置づけられてございます。町と
しても小さな動物については、ちゃんとにおいとか、そういうものが出ないように袋の
中に入れていただければ処理ができるということになっていますので、町住民課のほう
へ問い合わせさせていただいて、こちらからまた方法をちゃんと指定させていただくとい
うことになっておりますので、お願いしたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

8番、伊都堅仁君。

（8番 伊都堅仁君 登壇）

○8番（伊都堅仁君） 45ページの第18条、行政処分ですけども、町長は、一
般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者、またはその従業員が関係法令及びこの条例に違
反して不適正な行為を行ったときは、期間を定めてその業務全部または一部において停
止を命じ、またはその許可を取り消すことができると。野上地区の場合、こういう業者
というのは1社しかない独占企業状態なんですけども、果たしてこのような運用は可能
なのかどうか執行部のお考えを聞きたいということでございます。

（8番 伊都堅仁君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 伊都議員の御質疑にお答えさせていただきます。

条例の18条、行政処分でございます。町が定めている条例、法令等に違反した場合
には、業務の一部もしくは全部を停止して、その許可を取り消すということでござい
ます。

旧の野上管内におきましては、業務を業者のほうへ委託をしているという状況でござ
います。もちろん業務的に法令に違反した場合は、やはりこれに従って処罰していくと
いうことになります。1社だからもうそれはできない、そういうふうな状況ではないと
考えています。そういう状況になった場合には、また対策等について起こったときに考
えていくということで対応してまいりたいと考えてございます。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 8番、伊都堅仁君。

○8番（伊都堅仁君） ちょっと前にこれに類するような話をちょっと小耳に挟ん

だことがありますて、そのときにはどういう対応をとられたか、そのことについてお聞きいたします。

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時03分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時04分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 伊都議員の再質疑にお答えさせていただきます。

以前ちょっと不法投棄の回収ということで要望があつてちょっと問題があつたことであらうかと思います。その際には、十分状況を聞きまして、町のほうから指導を大分させていただいて、今後そういうことが起こらないような体制をとっていただくということで処分というか、そういうペナルティーはないんですが、指導等をさせていただいてるところでございます。その件については、そういうことで行ってございますので御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

7 番、上北よしえ君。

（7 番 上北よしえ君 登壇）

○7 番（上北よしえ君） 第14条関係の別表第2ですが、家庭用の燃やすごみ、リサイクルごみ、その他不燃ごみ、また事業所にも同じ燃やすごみの専用袋リサイクルごみ専用袋、その他不燃ごみ専用袋というのがあるんですが、農家の方が使用する農薬の空袋とか、空き瓶、また肥料の空袋などの処理について、ちょっと美里支店と野上支店の農協の違いがありまして、美里支店のほうは引き取っていただこうとすると有料ですと、野上支店では無料ですと、これがあつて処分に大変困っているような状況なんですが、この対応について答弁願いたいと思います。

（7 番 上北よしえ君 降壇）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

（住民課長 増谷守哉君 登壇）

○住民課長（増谷守哉君） 上北議員の御質疑にお答えさせていただきます。

第14条関係の別表2の中のごみ袋等各種あるんですが、農業というか、農家の方で消毒等の空き缶については、今、JAのほうへ持って行かれているということでございます。

空き缶といえども中に農薬が入っているということにつきましては、これはもうやはり町は受け取る、処分するというわけにはいきません。JAのほうへ持って行っていただいて処分していただくということになります。ただ、美里と野上のJAが違うというのであれば、これはもう上の方も下へ持ってくるということも可能かなということも思いますので、有利なほうを選ばれて持って行かれたらいいかなと考えてございます。

それと、消毒の缶なんですが、中の薬剤が全くないように洗浄していただければ、今度リサイクルごみとして出していただけますので御利用いただければと思います。以上です。

（住民課長 増谷守哉君 降壇）

○議長（小椋孝一君） しばらく休憩します。

休 憩

（午後 4時08分）

再 開

○議長（小椋孝一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時12分）

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 上北議員の質疑にお答えさせていただきます。

ちょっと今お話し受けた消毒、それから肥料の袋について農協から町へ回ってきているという話なんですが、ちょっと私そういう話は聞いたことございません。今、議員が言われるような状況というのはちょっとまだこの場ではお答えできませんので、一度確認した上でまたお話をさせていただくことにします。

○議長（小椋孝一君） 7番、上北よしえ君。

○7番（上北よしえ君） ちょっとそれじゃ確認しておきたいんですが、肥料とか農薬の空き袋、空き瓶とかについては、普通にリサイクルの袋とか燃やせるごみの袋に入れて出したら持って行っていただけるということですね。産廃として処分していただ

けるということ、産廃にはならない、産廃になるんですか。燃やすごみ専用袋と一緒に袋に入れば処分していただけるということですか。また、リサイクルごみとしても処分していただけるということですか、確認をしておきたいと思います。

○議長（小椋孝一君） 住民課長、増谷君。

○住民課長（増谷守哉君） 上北議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

農業で使用するナイロン袋、肥料袋等につきましては、これは業のためにやっているということで私どもは産業廃棄物という形で理解してございます。そのごみについては町では回収ができないとなつてございますので、自営等の業者のほうで処分していただかなければならないごみとなつてございます。

この下に事業所用のごみということでよく似た名前があるんですが、これは事業所の中の一般廃棄物、家庭で出るような同じようなごみで少量のものであれば対応させていただくということでここに金額等を表示させていただいているところです。そういうことで御理解賜りたいと思います。

○議長（小椋孝一君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで質疑を終わります。

これから議案第18号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） これで討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小椋孝一君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 議案第19号 紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議長（小椋孝一君） 日程第27、議案第19号、紀美野町火災予防条例の一部を改正する条例について議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで質疑を終わります。

これから議案第19号に対し討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小椋孝一君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

散 会

○議長(小椋孝一君) 本日はこれで散会します。

(午後 4時16分)